厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	3	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療•福祉
提案事項(事]	百夕〉			-	

国民健康保険の限度額適用認定証に係る認定要件の明確化

提案団体

川口市

制度の所管・関係府省

厚牛労働省

求める措置の具体的内容

限度額適用認定証の認定要件である国民健康保険法施行規則(以下「施行規則」)第27条の14の2第1項第 3号の条文中の「保険料」について、条文の改正又は国からの通知により、延滞金を含むか否かを明確にする。

具体的な支障事例

国民健康保険の高額療養費の支給に係る保険者の認定については、施行規則第27条の14の2第1項及び 第2項に基づき認定し、同条第3項に基づき限度額適用認定証の交付を行っている。

このうち、認定要件たる施行規則第27条の14の2第1項第3号について、条文中に示される「保険料」に、運 用上、滞納に係る延滞金を含むと解する市町村と含まないと解する市町村がある。

本市においては、「保険料」には延滞金は含まないものとして取り扱っているが、そのような取扱いに対して は、保険料は滞納していないものの延滞金を滞納している者に対して限度額適用認定証を交付することになる ため、滞納整理の見地から「保険料」には延滞金を含むと解すべきであるとの意見もある。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

平成30年度からの国民健康保険制度の広域化に当たり、事務処理の標準化を推進するものとされている。 施行規則の条文の改正又は国からの通知により認定要件を明確にすることで、同一制度における市町村間 の整合性を担保し、対象となる市民の混乱を防止することができる。

根拠法令等

国民健康保険法施行規則 第27条の14の2第1項第3号

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

寒川町、多治見市、鳥取県、高松市、熊本市、宮崎市

○左記の通り当町においても、延滞金を含まない取扱いとしているが、明確な判断基準がほしい。

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	7	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療·福祉
------	---	------	--------------	------	-------

提案事項(事項名)

へき地における薬局の管理薬剤師の兼務許可要件の緩和について

提案団体

萩市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第7条第3項で規定する薬局の管理薬剤師の兼務許可について、薬局の所在地がへき地等の薬剤師の確保が困難な地域である場合には、都道府県知事が柔軟に兼務を許可できるよう要件を緩和していただきたい。

具体的な支障事例

本市の中山間地域では、民間の医療機関が閉院し、一時的に無医地区となったが、市内医療機関の協力により、国保診療所を開設し、週2日診療を行っている。また、本市出身の経営者が地域の医療事情を憂い、診療所の近隣に薬局を設置し、診療所の診療日にあわせて週2日開局しているが、採算性の問題から薬局の継続が困難な状況にある。そこで、当該薬局の管理薬剤師が開局日以外に他の薬局でも勤務できるよう、県に管理薬剤師の兼業許可を相談し、県から厚生労働省へ照会したが、昭和36年通知に基づき、「公益性のある学校薬剤師としての業務等、極めて例外的に認められるものであり、兼務の許可はできない」との回答だった。なお、医師が自ら調剤することが法律上認められているが、医薬品の種類や効能は多様化、複雑化しており、専門家たる薬剤師が薬局において調剤することが望ましいと考えている。

へき地においては薬剤師の確保が困難であるため、地域の暮らしに必要不可欠な薬局を維持することができなくなっており、薬局存続のため、住民による署名活動も行われている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

へき地における管理薬剤師の兼務許可要件の緩和により、地域の暮らしに必要な薬局の維持が期待できる。

根拠法令等

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の第7条第3項、「薬事法の施行について」(昭和36年2月8日厚生省薬務局長)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

山口市、徳島県、高知県

- 〇本市も域内に準無医地区を抱えており、医師及び薬剤師の確保には苦慮しています。このため、薬剤師配置の要件緩和は、必要と考えます。
- 〇本市では、医療機関への業務委託により、2箇所のへき地診療所を週1日ずつ開設しており、うち1か所が院外処方となっている。

過疎地域では、診療所や薬局の運営、また、医師や看護師、薬剤師等の医療従事者の確保がすでに難しい状況となっているが、今後も高齢化が進むため、地域での医療体制を確保し、地域包括ケアシステムを構築していくことが求められている。

過疎地域における限られた医療資源(人材等)の有効かつ効率的な活用を進めるため、開設日を限定される診療所においては、「管理薬剤の兼業」を例外として許可いただくなど、過疎地域の実情に合わせた弾力的な運用を提案したい。

〇本県では無薬局の町村が5町村、薬局数1の町村が3町村(県下34市町村中)あるなど、薬局、また薬剤師の地域偏在が課題となっている。

また、「患者のための薬局ビジョン」においては2025年までに全ての薬局がかかりつけ薬剤師・薬局としての機能を果たすことが求められているが、本県では薬局や薬剤師の地域偏在に加え、一人薬剤師の薬局も多く、24時間対応や在宅対応等が困難であるという意見もあり、地域の薬局が地域で連携し、地域全体でかかりつけ薬剤師・薬局機能を発揮する仕組みづくりが必要となっている。

このようなことから、薬局が地域においてかかりつけ薬局機能を発揮し、地域医療を維持していくためにも、都道府県知事が柔軟に管理薬剤師の兼務を許可できるよう、許可要件の緩和が必要と考える。

○本県においても薬剤師の確保に苦慮している中山間地域がある。

高齢者のポリファーマシー等の課題に対応するためにも、地域の医療を支える一員として、薬剤師の役割は大きいことから、へき地における管理薬剤師の兼務許可要件の緩和により、地域に必要な薬局の維持や薬剤師の確保が期待できる。

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

8

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

生活保護の実施等の事務手続におけるマイナンバーの情報連携項目の追加

提案団体

広島市、広島県

制度の所管・関係府省

内閣府、総務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

マイナンバーによる情報連携により、生活保護の決定・実施等の事務手続において、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報を収集可能としていただきたい。

具体的な支障事例

生活保護の決定・実施等の事務手続において、現行のマイナンバー制度では、例えば雇用保険法による失業等給付の支給に関する情報は入手できるものとされているが、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報は入手できるものとされていない。

こうした中、本市では平成29年度中において、労働者災害補償保険法に係る休業補償給付等を受給しているにもかかわらず、これを福祉事務所に届け出ず、生活保護を不正受給した事案が2件発生しており、こうした給付金の受給状況を効率的に把握する必要性が生じている。

このため、マイナンバーによる情報連携により、生活保護の決定・実施等の事務手続において、労働者災害補 償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報を収集可能としていただきたい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

休業補償給付等の受給が疑われる場合において、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会を実施する必要がなくなり、また、速やかに回答を得ることができるようになるため、生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務が効率的に行えるようになる。

根拠法令等

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 19 条第7号、別表第二の 26 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第 19 条

生活保護法第29条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

仙台市、所沢市、千葉市、大和市、新潟市、福井市、岐阜市、多治見市、浜松市、京都市、堺市、八尾市、神戸市、岡山市、高知県、熊本市、宮崎市

〇労働者災害補償保険法による休業補償給付等の受給は申告がないと発見することが難しく、受給が疑わしい場合は生活保護法第29条に基づく個別の文書照会を実施するが、不正受給を発見されないまま徴収を免れて

いる受給者がいる可能性がある。

- 〇休業補償給付等の受給の有無については、生活保護法第 29 条に基づく調査によって保護の実施機関が把握することは可能であるが、生活保護受給者からの収入申告がなければ不正受給につながる可能性が高く、迅速かつ正確に生活保護受給者の収入を把握するためには、マイナンバーによる情報連携により、労働者災害補償保険法による休業補償給付等の支給に関する情報が収集可能となる必要がある。
- 〇休業補償給付等の支給状況が的確に把握できないと、不正受給となる事例が懸念されるため。
- 〇平成29年度中に労災に係る不正受給案件が1件発生した福祉事務所があった。

世帯からの申告が無かったが、職場で怪我をしたとの聴取内容から法 29 条に基づき地元労働基準監督署に文書照会し、不正受給が発覚したもの。

照会内容についての回答は得られたものの地元監督署限りでは回答できず、回答までに2週間程度を要した。 〇休業補償給付等の受給の可能性がある場合において、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会では、 文書照会の作成事務が負担となるほか、回答までに相当な時間を要するため、保護費の遡及変更が生じる可 能性がある。

その点、マイナンバーによる情報連携が可能となれば、照会事務の負担が軽減し、即日支給情報が収集できることで、保護費の遡及変更の可能性は減少する。

ただし、マイナンバーによる情報連携の全体的なことではあるが、情報提供エラーの発生や提供情報に不備があるなどを避け、情報連携による正確な情報提供の担保が必要である。

- 〇本市においても、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会により受給状況を把握しているため、マイナン バーによる情報連携により、事務の効率化につながる考える。
- 〇本市においても、平成 26 年度以降、休業補償給付が 3 件発生した。不正受給にまでは発展しなかったが、被保護者が申告をせず、不正に休業補償給付を受給するケースの発生が考えられ、その際には、関係機関へ照会して状況を把握する必要がある。

現行の制度では、紙媒体での照会しかできないため、調査に時間を要する。情報連携を活用することにより、 速やかに状況を把握し、効率的な調査が可能になると考えられる。

〇提案団体記載のとおり、本市においても休業補償給付等の受給が疑われる場合において、生活保護法第29条に基づく個別の文書照会を実施する必要がなくなり、速やかに回答を得ることができるようになるため、生活保護の決定・実施や徴収金の徴収に係る事務が効率的に行えるようになれば、不正受給の防止に効果があると考えます。

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

14

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境•衛生

提案事項(事項名)

火葬場の経営主体について、墓地、埋葬等に関する法律(墓埋法)の通知の明確化もしくは見直し

提案団体

富山市

制度の所管・関係府省

厚牛労働省

求める措置の具体的内容

火葬場の設置・運営について、現行の通知では火葬場の経営主体は地方公共団体や宗教法人、公益法人等に限られるとし、民間事業者が経営主体となることを事実上制限している。

一方近年は PFI 手法等により民間事業者が火葬場の経営に参加する事例が見られる。

この通知自体が古いものであり、かつ民間事業者の参入を閉ざしているような通知となっていることから、火葬場の経営許可にかかる民間事業者の参入について、時勢に合わせた通知の明確化、もしくは見直しを求める。

具体的な支障事例

火葬場は市民生活に不可欠な施設であり、墓埋法の通知の趣旨(永続性と非営利性の確保)等から自治体の設置・運営がほとんどである。そして、その設置・運営には多大な経費が必要であることから、自治体の財政負担が大きい。

近い将来高い確率で予想されている大規模地震が発生すると、多くの犠牲者が発生し、火葬場も被災すれば 稼働不能に陥ることになる。その時には広域的な火葬で対応することとなるが、受け入れる側にも限度があり、 上回る分については何らかの対応が必要になる。

その対応としては、能力に余裕を持たせて火葬場を整備することも考えられるが、国の支援(補助)制度もないことから自治体の思うところとはならず、更に、多様に運営することができる民間事業者に、火葬の協力を求めるにも通知が支障となっている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

民間事業者が多様に運営できる環境を提供することで、大規模地震等の災害時には柔軟な対応ができることから、被災者へは迅速な支援を行うことができ、また、国・地方自治体にとっても効率的な行政を行うこととなる。 なお、民間事業者の多様な運営として、例えば火葬待ちの生じている都心部から遺体を搬送し地方で火葬する事業が成り立てば、都心部の火葬待ちの解決と地方での利益還元が期待できる。

根拠法令等

- ・墓地、埋葬等に関する法律
- ・墓地、納骨堂又は火葬場の経営の許可の取り扱いについて(昭和43年4月5日環衛第8058号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

三条市

〇火葬場の設置・運営については、法の趣旨から自治体が行っている。特に施設の管理運営については、民間に委託や指定管理者制度を導入しており多大な経費が必要となる。当市においても指定管理者制度を導入しているが、財政負担が大きいことから民間事業者の参入について、通知の見直し等を求める。

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

15

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境•衛生

提案事項(事項名)

火葬場の設置・運営の広域的な連携方策が検討されるよう、墓地、埋葬等に関する法律(墓埋法)に、都道府県、市町村等による広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度の位置付け

提案団体

富山市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

総務省は、公営企業の経営健全性の維持と住民サービスの安定的な提供のため、下水道事業等の広域化を 推進している。

火葬場の設置・運営の広域化についても、下水道事業の広域化と同様、例えば都道府県を核として火葬場の設置・運営の広域的な連携方策が検討されるよう、墓埋法に都道府県、市町村等による広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度を位置付けることができるようにする。

そこでは国、民間事業者等の協議会への参画を可能とする。

国には火葬場の設置・運営の広域化の取組に係る技術的な助言その他支援を積極的に行うことを求める。

具体的な支障事例

火葬場は市民生活に不可欠な施設であり、墓埋法の通知の趣旨(永続性と非営利性の確保)等から自治体の設置・運営がほとんどである。そして、その設置・運営には多大な経費が必要であることから、自治体の財政負担が大きい。

自治体は限られた財源で火葬場を整備・運営し、使用料も安価にせざるを得ず、おのずと維持管理や利用者へのサービスは必要なものだけになる。

高齢化と人口減少から財政事情が悪化する自治体にとっては、火葬場を維持することすら負担となり、更新は重い課題となる。このような課題の解決方法として、広域化を提案するもの。

なお、下水道事業では平成27年の下水道法改正で、広域的な連携に向けた「協議の場」としての協議会制度を法に位置付け、協議会には国、下水道公社等が参画できる他、国も広域化の取組を積極的に支援している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国の財政的支援が無いなかで自治体が火葬場の整備・運営を行うよりも、PFI 制度等を活用して民間事業者のノウハウを活かし、広域的に整備・運営を行えば、資源の集中投資と効率的な施設運営となる。利用者へはサービスの向上、国・地方自治体には行政事務の効率化と費用対効果の向上となる。

根拠法令等

・墓地、埋葬等に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

徳島県、大村市

- 〇広域化への協議の場として協議会制度を位置づけること、国の技術的、財政的な支援を積極的に行うことは 必要と考える。
- ○協議会の設置により、広域的な連携議論が進むことになり、行政運営の合理化が期待できる。 なお、各自治体の施設の更新時期が異なるため、国の強い指導がなければ進まないと思われる。
- 〇火葬場の運営基盤強化の方策としては、まずは広域化(15の要望)や PFI、建設・維持等に対する補助金制度等を国に求めるなどを検討すべきと考えており、各市町村の求めに応じて、広域化に向けた協議会等の検討の場を設けることは賛同できる。

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

18

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

地方税法第20条の11に基づく税務署の調査協力についての対応改善

提案団体

松戸市

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

国民健康保険料の滞納処分に必要となるため、国民健康保険料についても地方税と同様に市町村が税務署に対して、地方税法第 20 条の 11 に基づき資料の閲覧又は提供その他の協力を求めた場合において、協力に応じるものとする通知等をするよう求める。

具体的な支障事例

国民健康保険料の滞納処分に関しての調査のため、地方税法第20条の11により、税務署に対して、関係書類の閲覧協力を求めると、国民健康保険料が「国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了解事項」(平成9年3月21日)(国税庁長官・自治事務次官)の対象とされていないことを理由に、税務署から協力を拒まれた事例がある。地方税法第20条の11の協力要請に応じるか否かは税務署が行政目的を阻害するおそれがあるかどうかについて案件ごとに判断すべきであって、国民健康保険料が「国と地方団体との税務行政運営上の協力についての了解事項」の対象とされていないことをもって、協力に応じないことは適当とはいえない。税務署の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

国税庁から税務署に対して、市町村が国民健康保険料の滞納処分に必要な情報を求めた場合には協力に応じるよう通知等されれば、税務署から十分かつ円滑な協力が得られることになり、国民健康保険料の滞納整理がより円滑に遂行することができる。

根拠法令等

国民健康保険法第79条の2 地方自治法第231条の3第3項 地方税法第20条の11

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

船橋市、横浜市、川崎市、神戸市、鳥取県、玉野市、高松市、東温市、熊本市

〇本市においては、同様の支障事例はないが、今後同様の事例が生じた場合には、提案市と同じく、徴収事務に支障がでるため。

また、税務署ではないが、他の自治体の税部門へ照会した際にも、公課(国民健康保険料)であることを理由に

協力要請を拒否されたことがあり、必要な情報が収集できず、滞納整理事務への支障が生じる事例があった。 〇国民健康保険料の滞納処分に関しての調査のため、国税徴収法第 146 条の 2 により、他市に対して、当該 調査に関し参考となるべき帳簿書類その他の物件の閲覧又は提供を求めたところ、地方税法第 22 条を理由として、本人の同意書がなければ協力を拒まれた事例がある。他市の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保険料の徴収業務に支障が生じている。

〇国民健康保険料に係る滞納処分についても、その法的根拠は国民健康保険税と同様、地方税法に準じているところであり、また、安定的な国民健康保険制度の運営に向けては、確実な保険料(税)の収納が必要不可欠なことから、滞納整理の円滑な遂行のために、保険料と保険税による区別なく、税務署においては協力に応じていただきたく、その一助として国から通知等を発出することは必要であると認識している。

〇本市においても、税務署の協力が得られないことにより、滞納者の財産を調査することができず、国民健康保 険料の徴収業務に支障が生じている。

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

19

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準の緩和

提案団体

伊佐市、阿久根市、霧島市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準について、主として重症心身障害児を通わせていない事業所においても、事業所の判断で看護師を配置した場合に、基準で定められている児童指導員及び保育士の総数に看護師を含むことができるようにされたい。

具体的な支障事例

福祉型児童発達支援センターとして多様な医療状況下にある子どもを可能な限り受け入れ、安全安心なセンターを保障するには、子ども個々の支援や医療ケアに習熟した看護師の常駐が不可欠である。しかし、現行の基準では、主として重症心身障害児が通うセンターとして指定を受けていなければ求められる従業員数に看護師を含めることができず、センター運営の実情に合致していない。求められる従業員数に看護師を含めることができない場合には、新たに保育士等を確保する必要が生じることは、センターの安定的な運営を損ない、利用者にも不安を与えている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

センターにおける安定的な人材の確保に資するとともに、看護師を配置しやすくなることで、医療的ケアを必要と する子ども等がより安心してセンターを利用できるようになる。

根拠法令等

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

江戸川区、綾瀬市、出雲市、大分県

〇平成32年度末までに児童発達支援センターを市町村又は圏域に少なくとも1か所以上の設置が求められている中、本市でも設置に向けて検討している。

今後、市の療育、保育、教育の現状と課題に照らし、本市の児童発達支援センターの適正な規模や機能を考えるに際し、本件のような基準緩和は必要と考える。

また、昨今、医療的ケア児の人数が増加している状況から、主として重症心身障がい児を通わせる福祉型児 童発達支援センターでなくても、看護師を配置すれば、医療的ケア対象児のみならず、医療的ケア対象外の児 童にも適切な支援が提供できるものと考える。

○福祉型児童発達支援センターにおける従業員及び員数の基準が緩和され、看護師も従業員数に含めること

になれば、同センターでの医療的ケア児の受け入れも進むと思われる。特に当県内には医療型児童発達支援 センターがないため、基準の緩和を求める。

〇本市では、児童発達支援センターの設置を平成31年12月開設に向けて進めている。

様々な障害や医療的ケアが必要な児童がセンターを利用することが想定されるため、個々の状態に応じた支援が可能となる習熟した看護師の常駐が不可欠と考えている。しかし、現行の基準では、主として重症心身障害 児が通うセンター以外では看護師が求められる従業員に含めることができない。

主として重症心身障害児を通わせていない事業所においても、事業所の判断で看護師を配置した場合に、基準で定められている児童指導員及び保育士の総数に看護師を含むことが可能となれば、様々な障害を持つ児童や医療的ケアが必要な児童がより安心してセンターを利用することができるようになる。

〇福祉型児童発達支援センターに看護師を配置したいが、従業員数に含めることができないため、配置ができていない。看護師を配置することで、他の従業員が安心して子どもの支援ができるようになり、医療ケア児の受入れが可能となる。

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

21

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

放課後児童健全育成事業の基礎資格に係る実務経験(総勤務時間数)の見直し

提案団体

豊田市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号)の第10条第3項第3号及び第9号において、義務付けられている2年以上の実務経験が2年以上かつ総勤務時間2,000時間程度とされていることについて、地域の実情に即して自治体の裁量で必要な総勤務時間数を判断できるよう明確化する。

具体的な支障事例

本市の放課後児童クラブで勤務する補助員は非常勤職員であり、週3日程度の勤務が一般的である。また、放課後児童クラブの開設時間は授業終了後から午後6時30分までであり、1日の勤務時間は3時間30分程度となっている。2,000時間程度の勤務を行うには、4年程度かかり、2年以上とする条件との乖離が大きいため、2年以上の実務経験として必要な総勤務数については、地域の実情に即して自治体の裁量で判断できるように明確化していただきたい。

【積算根拠】

- 一般的な補助員の勤務日数(週3日)に基づき積算
- 3.5時間(1日の勤務時間)×3日(1週間の勤務日数)×50週間=525時間(1年間の勤務時間) 525時間×2年=1,050時間(2年間の勤務時間)

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地域の実情に応じて自治体の裁量で2年以上に相当する総勤務時間数を判断できることが明確になれば、より 支援員資格の取得が促進される。

なお、平成29年度放課後児童支援員認定資格研修の受験資格要件が仮に2,000時間ではなく1,000時間であった場合、豊田市では受講できる人数がおよそ25人増える。

根拠法令等

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準第10条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

ひたちなか市、南砺市、山県市、西宮市、高知県、松浦市

〇放課後児童クラブには2人以上の支援員(1人を除き補助員で代替可)の配置が必要とされているため、交代要員を含めて人員の確保が困難な児童クラブもある。資格要件の緩和ができれば、より多くの人材を活用する

ことができ、支援員の交代要員等人員の確保が容易になる。

〇本市の放課後児童クラブで勤務する補助員は非常勤職員であり、週3日程度の勤務が一般的である。また、放課後児童クラブの開設時間は授業終了後から午後6時30分までであり、1日の勤務時間は3時間30分程度となっている。2,000時間程度の勤務を行うには、4年程度かかり、2年以上とする条件との乖離が大きいため、2年以上の実務経験として必要な総勤務数については、地域の実情に即して自治体の裁量で判断できるように明確化していただきたい。

【積算根拠】

- 一般的な補助員の勤務日数(週3日)に基づき積算
- 3.5時間(1日の勤務時間)×3日(1週間の勤務日数)×50週間=525時間(1年間の勤務時間) 525時間×2年=1,050時間(2年間の勤務時間)
- 〇本市では指定管理者制度による管理運営を行っているが、支援員の確保には各指定管理者も苦慮しており、 支援員となる要件が緩和されれば、待機児童対策につながる。
- ○資格を持っていない者が 2,000 時間の実務を達成するには、フルタイムで勤務しても2年を過ぎることが多く、 有資格者の人数確保に困難を感じている。
- 〇児童数の減少に反し、放課後児童クラブの受け入れは増加傾向にあり、支援員の確保はクラブ運営の存続に関わる大きな問題であり、当市においても該当者は少なくなく、受験資格要件にかかる時間の縮減を望む。

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

23

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく、指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票(臨個票)の簡素化

提案団体

島根県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づく、指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票(臨個票)の内容及び手続きの簡素化を求める。

具体的な支障事例

- ・現在 331 疾患を指定難病とし、支給認定されると、原則1年の有効期間を定め受給者証を発行し、受給者は、病状に関わらず、毎年更新申請をされている。
- ・更新申請の際も新規申請と同様、疾患ごとに示された「臨床調査個人票(臨個票)」の提出が必要となっているが、当該臨個票の内容は詳細かつ大量であり、これを作成する指定医等医療機関の負担や、内容を確認する行政の負担はかなり大きい。
- ・更新申請の際も新規申請と同様の審査書類を提出することになっており、書類を準備する申請者の負担も大きい。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ①更新申請時の臨床調査個人票様式の簡素化
- ・更新申請用の臨個票の内容は、重症度を見るだけのものにし、新規申請用の様式と分けて見やすくするなどの簡素化をすれば、受給者、医療機関、行政の負担軽減につながる。
- ②更新申請時の臨床調査個人票の添付の省略化
- ・疾患の種類や症状の程度により、重症度が重度となり、症状の改善が見込めない場合は臨個票の提出を複数年に1度とするなどの緩和を行えば、受給者、医療機関、行政の負担軽減につながる。

根拠法令等

難病の患者に対する医療等に関する法律(平成 26 年法律第 50 号)第6条第1項、第9条 難病の患者に対する医療等に関する法律施行規則(平成 26 年厚生労働省令第 121 号)第 12 条第2項第1 号、第 31 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、宮城県、福島県、群馬県、千葉県、川崎市、新潟市、石川県、福井県、静岡県、浜松市、愛知県、名古屋市、京都市、愛媛県、高知県、熊本県、熊本市、大分県

〇提案のとおり臨床調査個人票の内容が詳細かつ大量であるため、萩市直営の医療機関においても、その作成時の負担は大きい。

よって、提案の内容を支持する。

〇 新規と更新の「臨床調査個人票(臨個票)」が同じ様式であり、指定医は更新申請であっても「診断基準に関する事項」と「重症度分類」に関する事項の両方の記入を国から求められている。しかし、「診断基準に関する事項」は新規申請時に審査済みである。当県の審査会としても、更新申請において診断基準を満たさないことによる不認定は想定していない。

また、診断した医療機関と更新申請時に通院している医療機関が異なる場合も多い。その場合、更新の臨個票を記入する指定医は「診断基準に関する事項」を記入するために、元病院に照会が必要となる事例も多い。詳細かつ大量な臨個票について、「診断基準に関する事項」の記入を改めて求めることは指定医にとって大変な負担であり、行政にとっても、それらを確認することは負担である。

以上のことから、更新の臨個票は、「重症度分類に関する事項」を中心とした記載内容に簡素化することを求める。

〇本県においても、「臨床調査個人票(臨個票)」の作成及び審査に係る負担はとても大きい。

臨個票の内容の簡素化や提出年度緩和は、申請者の負担も軽減はもとより、医療機関及び行政の大幅な負担 軽減に繋がると思われる。

〇【現状認識】

- ①指定都市では、今年度から更新申請に係る審査を行うが、申請者からは、毎年の更新申請に係る負担が大きいとの声があり、行政の更新申請に係る事務作業量及び審査負担も大きい。
- ②また、更新申請の期間を過ぎて申請する場合や、快方により更新されず、再度重症化したため申請する場合は新規申請の扱いとなり、申請者、医療機関、行政に負担がある。
- また,一度受給が途切れ,臨個票の記載をする際に,病状の重いときに検査した結果が医療機関の閉院等でなくなり,また,再検査をすることも出来ない場合は,臨個票を記載することが出来ず,受診者への不利益となる。 【制度改正の必要性等の具体的内容の考え】
- ①臨個票は、症状が重いときの診断内容を記載するため、更新申請では重症度のみの臨個票とすることで、全体的な負担軽減となる。
- ②①のとおり、臨個票は症状が重いときの診断内容を記載するため、一度診断基準を満たし、受給者証の交付の事実確認が出来れば、更新申請用に簡略化した臨個票での審査とすることで、受給者、医療機関、行政の負担を軽減するとともに、全国共通の運用とされたい。
- 〇本市においても、難病指定医等から現行の臨床調査個人票は記載が必要な内容が多すぎるとの指摘を受けているが、簡素化することについては検証が必要であると考えている。
- 〇過去、県審査会の意見を聞き、進行性の難病等については複数年の受給期間の付与を要望しており、当該 要望の趣旨は当県の過去の要望に沿うものと思慮される。
- 本道においては受給者数が多く、更新申請時の臨床調査個人票が簡素化されれば、受給者や医療機関の 更新手続きに係る負担及び行政による審査等の業務の軽減が図られる。

(年間更新件数 約30,000件(札幌市除く))

- 〇本県においても、提案団体と同様の支障が毎年のように生じているため、現行制度の簡素化を検討いただき たい。
- 〇指定難病の医療費助成に係る臨床調査個人票の様式は全国共通のものであり、本市においても提案団体と 同様にこれを作成する指定医や内容を確認する行政の負担は大きい。
- また、毎年の更新申請の都度、臨床調査個人票が必要となることが申請者の負担となっていることについても提案団体と同様である。
- 臨床調査個人票は難病の研究には必要不可欠なものであり、毎年提出いただくことで病状の変化等を把握し、 特定医療を受けることの必要性を適切に確認することが必要であることは理解するものの、一定の範囲内での 簡素化や省略化ができれば、受給者、医療機関、行政の負担軽減につながるものと考えられる。
- 〇更新申請時の臨床調査個人票様式の簡素化及び添付の省略化については、本市においても同様に支障があり、制度改正が出来れば負担軽減が図れると考えられる。
- ○更新申請における臨床調査個人票の作成における指定医療機関及び行政側の負担は大きい現状がある。 今年度数種類の臨床調査個人票が簡素化されたが、他疾患についても見直すことで事務量の軽減につなが る。
- ○①更新申請時の臨床調査個人票様式の簡素化

短期間に更新申請受付から受給者証発送までの一連の作業を実施するにあたり、臨個票の内容は複雑であり、指定医の記載誤りも多く、修正や追記依頼等、行政の事務的作業が大きい。

重症度を見るだけのものにし、新規申請用の様式と分けて見やすくするなどの簡素化をすれば、受給者、医療

機関、行政の負担軽減につながる。

- 〇平成30年4月から「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき、県から市に事務が移譲された。 事例のとおり臨床調査個人票の内容は詳細かつ大量であるため、作成する指定医等医療機関及び内容確認を する行政の負担となっている。
- 〇本県においても、更新時の事務量が膨大であることから、臨床調査個人票を重症度分類に関する事項のみとし、診断カテゴリーを省略すれば、受給者、医療機関、行政の大幅な負担軽減となる。
- 〇臨床調査個人票については、記載する項目が多く負担が大きくなっている。記載が必要な項目が分かりにくい等と難病指定医から御意見をいただいている。

手続きについては、必要書類が多く負担が大きいと申請者からの問合せがある。保健所の受付窓口でも、手続きが煩雑である等の御意見があり、対応に時間をとられている。

臨床調査個人票の簡素化には賛成だが、何度も繰り返し改正されては、記載する難病指定医や審査委員の 混乱を招く恐れがあるため、ある程度は時期を決めてまとめて行ってほしい。

〇当県でも同様に、更新手続に係る臨床調査個人票については内容は、作成時期が集中しているとともに、内容が詳細なため、医師の負担かなり大きいとの苦情が寄せられている。

このため、更新申請用の臨床調査個人票は、重症度の記載のみとし、簡素化していただきたい。

〇更新申請時の臨床調査個人票については、新規申請時とは別様式とし、重症度の医学審査に必要な内容を 精査し簡素化することにより、指定医療機関や認定に伴う行政の事務負担の軽減につながり、スムーズな認定 となる。

重症患者の臨床調査個人票の添付については、事案に応じて、例えば人工呼吸器装着患者で離脱の見込みがないと診断された患者等については更新ごとの提出を緩和することにより、患者の負担軽減になる。

O【大分県】

有効期間が1年であるため、毎年更新申請が必要であり、受給者、医療機関、行政の負担が大きい。 治療方法が確立しておらず長期の療養を必要とする難病の特性により、大半の申請者が更新認定されている 現状に鑑み、有効期間を2年にするなどの緩和を行えば、受給者、医療機関、行政の負担軽減につながる。 〇難病患者は高齢者が多く、身体障害等の症状のため毎年更新手続きをすることが負担となっていることから 更新申請時の臨床調査個人票の簡素化や、疾患の種類や症状の程度により臨床調査個人票の提出を複数年 に一度等の緩和を実施することにより、申請者の負担軽減につながる。

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

26

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

地域医療介護総合確保基金(医療分)の交付要綱等の早期発出

提案団体

愛媛県、広島県、徳島県、松山市、今治市、新居浜市、西条市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、砥部町、内子町、伊方町、松野町、鬼北町、愛南町、高知県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

都道府県の意見を聴いたうえで、地域医療介護総合確保基金(医療分)に係る事業スケジュールを見直し及び前倒しを行い、「医療介護提供体制改革推進交付金交付要綱」、「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」、「地域医療介護総合確保基金の活用に当たっての留意事項」(以下、「交付要綱等」という。)を年度当初に発出すること

具体的な支障事例

〇地域医療介護総合確保基金(医療分)については、3月下旬から国による都道府県のヒアリングを経て、8月に都道府県への内示と合わせて交付要綱等を発出している。

〇これら要綱等は、基金事業の対象や基金事業を実施する場合の条件等を規定するものであり、基金を活用した補助事業を実施する事業者とっては必要不可欠なものである。交付要綱等の発出が遅れることにより、十分な事業期間の確保ができず、年度当初からの事業実施に二の足を踏むケースがあり、事業目的の達成が困難となる。

【参考】

〇当県における平成29年度地域医療介護総合確保基金(医療分)事業に係るスケジュール

平成 28 年7月~8月 事業者から 29 年度事業の要望書受付、ヒアリング

平成 28 年8月~9月 圏域ごとに地域医療構想調整会議で議論

平成28年9月~10月 全県規模の団体からの要望を受け付け、圏域ごとの地域医療構想調整会議の議論の

結果をあわせ、地域医療構想戦略推進会において検討の上、29年度県計画(案)として承認

平成 28 年 10 月~ 1月 29 年度県予算編成

平成29年3月~4月 国による県計画(案)ヒアリング

平成 29 年8月1日 交付額内示、要綱等発出

平成 29 年9月 29 日 29 年度県計画書提出締切

平成 29 年 10 月~ 平成 29 年度事業開始

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

補助事業実施事業者による事業の早期着手及び事業期間の確保が可能となることで、効果的な事業実施が期待できる。

根拠法令等

地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、神奈川県、新潟県、静岡県、稲沢市、島根県

- 〇地域医療介護総合確保基金を活用した事業を実施することを考えると、交付要綱等の早期発出が望ましく、 提案の内容を支持する。
- ○同様の支障があるとして、当県を含め、各種要望をとらえ、同様の趣旨を要望している。
- (例①[全国衛生部長会 平成30年2月重点要望・平成30年5月要望]地域医療介護総合確保基金の財源である交付金の配分に当たっては、早期内示による円滑な実施はもとより、・・・
- 例②〔全国主要都道府県民生主管部(局)長連絡協議会 平成30年7月頃要望予定〕都道府県計画については、都道府県の当初予算に事業費を反映できるよう策定スケジュール等を見直すとともに、・・・)
- 【参考】平成28年度における提案で、京都府等から「地域医療介護総合確保基金【介護】のスケジュール」に関する要望がなされ、「年度当初より、速やかに内示ができるよう努める。」旨回答がなされている。(実態としては、回答のとおりには全くなっていない。)
- 〇補助事業の実施にあたっては、原則、指令前着手は認められないことから、国の内示や交付要綱の発出が 遅れることにより、十分な事業期間の確保ができず、各医療機関における事業計画へ影響が生じ、ひいては地 域の医療提供体制整備に遅れが生じるもの。
- ○当該事項については本県においても同様の支障が生じているところです。
- 事業期間の確保のため、交付要綱等発出のスケジュール見直しは必要と考えます。
- 〇地域医療介護総合確保基金(医療分)については、3月下旬から国による都道府県のヒアリングを経て、8月に都道府県への内示と合わせて交付要綱等を発出している。

交付要綱等の発出が遅れることにより、事業の早期着手及び十分な事業期間の確保に支障が生じている。 地域医療介護総合確保基金の制度は、地域医療介護総合確保法に基づく恒久的な制度であり、会計年度独立の原則に基づいた適正な処理が可能な制度とする必要があることから、交付要綱等の早期発出及び配分額の早期確定が必要である。

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

33

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

保育教諭の経過措置等に関する見直し

提案団体

九重町

制度の所管・関係府省

内閣府、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

幼保連携型認定こども園に置かなければならない保育教諭については、幼稚園教諭の普通免許状を有するとともに、保育士登録を受けた者でなければならないとされているところ、経過措置として平成 31 年度まではいずれかの資格だけでも保育教諭になることができるが、当該経過措置を延長していただきたい。

なお、経過措置が延長されない場合において、保育士登録を受けているが、幼稚園教諭の免許が更新されていない者については、少なくとも平成32年度に失職するのではなく、専ら3歳未満児の保育に従事する保育教諭と見なしていただきたい。

具体的な支障事例

幼保連携型認定こども園には、保育教諭の配置が義務づけられており、経過措置後は原則、保育教諭は幼稚園教諭免許と保育士の両方の資格を有する者を置かなければならないと定められている。これらの資格のうち、幼稚園教諭免許は更新制度が導入されていることから保育教諭として勤務継続するためには 10 年に1 度の免許更新をしなければならない。しかし、本町の公立こども園に勤務している保育教諭の中には、その免許を更新しない意向の者が少なからずいる。

免許更新をしない主な理由は、保育需要の高まりを受けて、保育教諭がさらに必要となる中、保育現場では十分な余剰人員がいなく、免許更新に費やす時間が確保できないからである。

経過措置が延長されないことによる問題は、無資格者を含む園児の世話をするスタッフ数の変動は緩やかな曲線を描くのに対し、保育教諭数は平成31年度を境に大きな段差がついてしまうことである。本町としても、保育教諭の確保や免許更新の促進を進めているところであるが、地域において保育教諭の絶対数や免許更新機関も少ないため、引き続き、幼稚園教諭の免許更新ができていない保育教諭にも協力してもらわないと必要な人員の確保が困難であるという現実である。

以上より主に次の2点の支障を懸念している。

- ①経過措置終了後、保育教諭不足に伴う待機児童が発生すること。
- ②幼保連携型認定こども園への移行を阻害する要因と成り得ること。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

経過措置が延長されることにより、平成32年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童の増加の抑制につながる。

また、経過措置が延長されない場合においては、幼稚園教諭の免許更新がされなくても、3歳未満児の保育教諭になることができるようになり、免許更新に伴う職員不足はほとんど発生しないと思われる。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、秋田市、船橋市、川崎市、須坂市、山県市、豊田市、田原市、草津市、大阪市、八尾市、兵庫県、神戸市、和歌山市、玉野市、徳島県、松浦市、熊本市、大分市、佐伯市、臼杵市、竹田市、豊後高田市、宇佐市、豊後大野市、由布市、姫島村、日出町、玖珠町、九州地方知事会

〇現在多くの保育士は幼稚園教諭免許を所持しているが、保育二一ズに高まりにより全国的に保育士不足な状況が続いている。経過措置期間経過後、勤務している保育教諭が退職した場合、保育教諭の不足により待機児 章が発生する可能性が排除できない。

〇認定こども園に従事する職員の大半は両方の資格を持っているが、一部にどちらか一方のみの資格を有している職員がいる事は把握しており、当該施設では31年度での経過措置終了後に、当該職員をプレ保育などへ配置転換することを検討している。

本提案の3歳未満児の保育に従事する職員と見なす取扱いは、待機児童解消の観点からも非常に有益であり、是非とも前向きに検討をしていただきたい。

〇幼保連携型認定こども園の設置者からは、保育の担い手となる人材が不足する中で、保育士と幼稚園教諭 免許の資格の併有が必要な保育教諭の安定的な確保に苦慮しているとの声が挙がっている。また、当市においては、未だ幼保連携型認定こども園への移行がそれほど進んでいない現状があり、他の都道府県における移行状況を踏まえると、移行の動きが、今後活発化することも予想されるため、経過措置の終了が移行の妨げとならないよう、特例期間が延長される必要性は高いと考えられる。

- 〇現在移行済の園のほとんどの保育教諭は両資格を取得済みであるが、今後移行を促進するうえで、経過措置期間の延長が必要である。
- 〇平成31年度中に、特例制度の対象とならずもう片方の免許状・資格取得ができない保育教諭が少なからず存在している。そのため、平成32年度以降は保育教諭として勤務ができず、ひいては幼保連携型認定こども園での園児の受入数が減り、待機児童数が増加することが予想される。
- 〇本市においても、同様の支障が出ることが想定されており経過措置の期間延長を要望する。
- 〇企業主導型保育事業の推進等により、保育教諭等の確保が困難となる中、各施設においては、人員配置上の制限から、幼稚園免許状更新のための受講機会の確保が十分にできず、また、講習実施主体においては、受講希望者が定員数を上回っており、受講したくても受講できていない者がいる。平成31年度末においても、この状態が解消されることは見込めないため、経過措置の延長を求める。「平成27年度から31年度までの5年間」の経過措置を見直し、幼保連携型認定こども園への移行の促進及び保育の受け皿確保にもつながる。
- 〇保育需要の高まりを受けて、保育士確保が喫緊の課題となっているが、現状では、特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格を取得することが困難となっており、幼稚園教諭免許と保育士資格のどちらか 一方のみ有する職員の協力を得ないと必要な保育士人員の確保が難しい状況である。
- 〇本市においても、経過措置期間終了後を見据え、各園に対して両方の有効な免許・資格の保有を啓発しているところでありますが、保育士・保育教諭の人材不足が全国的に課題となっており、大阪府においても、保育士の平成30年1月の有効求人倍率が、5.13となっている現状です。この中で、保育教諭の要件を具備することが困難な状況が出た場合、新たな職員の確保をすることも難しく、ひいては職員不足による保育の質の確保や待機児童解消対策上も支障があると考えています。ついては、経過措置期間終了後に幼保連携型認定こども園において、保育教諭数の不足により、教育・保育の提供が不可能となることがないよう、経過措置期間の延長等の措置を講じてもらうよう要望します。
- 〇当市においても、幼稚園教諭免許または保育士いずれかの資格のみを有する者もおり、幼稚園教諭免許を 更新しなければならない者もいる。それにより、現在は幼保連携型認定こども園の職員資格の基準を満たして いるが、32 年度より基準に達しない者も出てくることが考えられる。さらに、人員配置基準を満たせず、幼保連 携認定こども園への移行の断念が懸念されるとともに、幼稚園教諭および保育士養成機関にも限りがあり、32 年度までに対象者全員が資格を取得することは困難な状態となっている。そこで、経過措置の期間が延長され ることとなれば、32 年度以降も保育の受け皿を確保することができ、待機児童解消に繋がると考える。
- 〇平成30年2月時点で、市内にある教育・保育に携わる認定こども園の正規職員で96.5%、非正規職員も含めると施設全体では約93%の職員が、幼稚園教諭免許状と保育士資格を併有している。一方、今後認定こども園への移行も想定される認可保育所では、正規職員が約85%、非正規職員も含めると施設全体では約83%の職員が併有している。特例制度を活用した資格取得支援事業を実施しており、同事業を活用して毎年度資格取得者が増えているものの、すべての施設で併有率が100%にはなっていないため、現在の受け入れ体制の維持と

幼保連携型認定こども園への移行の阻害要因とならないよう、可能であれば経過措置の延長を検討していただきたい。

〇本市においても、特例措置の期間中に免許・資格の取得を促進しているが、保育教諭不足の中で、資格・免許取得の為に現場から離れる必要があり、現状では特例措置の期間中に全ての職員が保育教諭の免許・資格をとることが困難となっている。経過措置が終了することにより、保育教諭不足に伴う待機児童が発生することがないよう、経過措置の延長をしていただきたい。また、潜在保育士の中には幼稚園免許の更新をしていない者が多いため、経過措置が延長されない場合においては、保育教諭と見なすことができない。保育士登録を受けているが幼稚園免許が更新されていない者については、少なくとも3歳未満児の保育に従事する保育教諭と見なしていただきたい。

- ○当該経過措置の延長については、県内施設からも要望がある。
- 〇保育士不足が深刻化している中で、経過措置を終了させるのは時期尚早と思われる。
- 〇当市では、近年、待機児童対策として施設整備を行っており、幼保連携型認定こども園においては平成30年4月1日までに14の施設を開設している。しかし、その一方で保育士や幼稚園教諭の有資格者の確保が困難な状況となっており、特に両方(保育士・幼稚園教諭)の資格を必要とする同施設においては、人材不足の面から、一方のみの有資格者や子育て支援員を採用し、採用後、不足する資格を取得させることによって、必要な従事者を確保することとなるが、その期間が足りなくなる状況を危惧しているため、特例措置期間の延長を行っていただきたい。また、経過措置が延長されない場合においても、失職するのではなく、一定程度の配慮をお願いしたい。

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

34

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

放課後等デイサービス利用対象児童の拡大

提案団体

東大阪市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

現行規定では、学校教育法第一条に規定する学校に通う児童のみが放課後等デイサービスを受けることができるが、学校教育法第百二十四条に規定する専修学校に通う児童においても、放課後等デイサービスを受けることを可能とするよう児童福祉法の基準の緩和を求める。

具体的な支障事例

専修学校3年生の児童の保護者より、希望の放課後等デイサービス事業所が見つかったので利用したいと4月に相談があったが、専修学校は学校教育法第一条に規定する学校ではないため利用できなかった。当該事業所は児童発達支援の指定は受けていなかったため、その事業所は諦めざるを得なかった。その後新たに児童発達支援の指定を受けている事業所を探して、改めて申請の相談があったが、本人の誕生月が5月であり、既に18歳に到達していたため、結局は利用には至らなかった。

このように本市では、専修学校に進学したために放課後等デイサービスを利用できず、児童発達支援の利用に変更している事例がある。中学校卒業後もほとんどの児童が引き続き放課後等デイサービスの利用を希望する中、学校教育法第百二十四条に規定する専修学校に進学した児童は、他の事業所に変更する必要があり、日中活動の場のみでなく放課後の療育施設まで変わってしまうことは、今まで築いてきた人間関係を全てリセットして新たな関係を築かねばならず、進学による環境の変化に拍車をかけて、当該障害児に精神的負担を与えてしまう。また、新施設への手続き等の負担を保護者にも強いることとなる。さらに、放課後等デイサービスが必要に応じて満20歳まで延長できる年齢特例要件があるのに対し、児童発達支援は年齢に関する特例がないため、年度途中でサービス終了となる等利用者に負担を強いている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

児童福祉法の改正によって、専修学校に通う児童についても、中学校卒業後も引き続き放課後等デイサービス を利用することが可能となり、公正・公平な安定的サービスを提供することができるようになる。

根拠法令等

- ・児童福祉法第四条、第六条の二の二、第二十一条の五の十三
- •学校教育法第一条、第百二十四条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、貝塚市、伊丹市、出雲市、府中町、宮崎市

〇地域における課題

15歳以上の児童に対応可能な児童発達支援事業所が少ない。

〇放課後等デイサービスを利用していた児童が、中学校卒業後、専修学校に進学したため、放課後等デイサービスは利用できなくなり、児童発達支援のサービスに切り替えをした。利用していた事業所は、たまたま放課後等デイサービスと児童発達支援の両方の指定を受けていたため、事業所は変わらず利用できた。今年高校3年生になるこの児童は18歳になる6月末で、児童発達支援の利用が終了となる。長年利用することで安定していた生活リズムなどが変化するなど療育を受けられなくなることでの影響を心配し、家族や支援者から継続して利用できないかとの相談があった。市としては、児童福祉法で、放課後等デイサービスの対象が学校教育法第一条に規定する学校とあるため、専修学校の生徒は利用できない。児童発達支援に切り替えても、年齢に関する特例がないため、誕生月までの利用になるとの説明をするしかない状況である。このように障害児の進学先等で放課後等デイサービスの利用ができないことについて、公正・公平に市民対応できるように改善していただきたい。

〇高等学校に進学しなかった(できなかった)障害児についても療育が必要であれば、放課後デイサービスの利用ができるよう児童福祉法の基準の緩和を求める。

〇近年、特別児童扶養手当受給者など、中等度の発達障がいの児童においても、専修学校における受け入れが増えているため、制度改正の必要性があるものと考える。

○学校教教育法第一条に該当しない、インターナショナルスクールや、朝鮮学校等に在籍する学齢児に対して、 放課後等デイサービス事業を利用できなかった事例あり。

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

37

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きにおける必要書類の簡素化

提案団体

長岡市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

法定受託事務である戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きにおける請求書類の記入項目の見直 し等による書類の簡素化により、手続時の負担軽減を図るもの

【簡素化の案】

以下の記載欄を廃止する。

- 〇「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」
- ①「戦没者等」欄のうち、「もとの身分」、「生年月日」、「死亡年月日」、「除籍時の本籍等」(「除籍時の本籍等」は 自治体使用欄とする。)
- ②「国債の受領を市区町村長に委任した場合はその市区町村長名」欄
- ③「国債の償還金の希望支払場所」欄
- ○「戦没者等との遺族の現況等についての申立書」
- ①「戦没者等との続柄」欄(選択式又は番号記入式とする。)
- ②「弔慰金を受けた者」欄、「公務扶助料、遺族年金等を受けた者」欄

具体的な支障事例

【現状・支障事例】

請求対象者に対しては、前回受給者等へ個別案内を行うとともに、広報等により請求を促しているが、対象者の 高齢化や死亡に伴い、確実な周知が困難な状況である。さらに、上位受給権者の死亡により、対象となる遺族 の範囲が拡大しており、請求手続きがより煩雑になっている。

請求手続きにあたっては、必要書類の記入が複雑(戦没当時の状況の記載が必要など)であることなどから、相当の時間を要しており、請求者及び事務従事者ともに負担が大きい。また、手続きが煩雑であることにより、今後さらに高齢化する請求者の請求漏れや請求辞退者の増加が懸念される。

【参考】

第十回特別弔慰金の請求受付件数:3.199件

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

【制度改正の必要性】

左記の現状に加え、「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法」の平成27年改正法案に対する附帯決議 (平成27年3月31日参議院厚生労働委員会)において、「特別弔慰金の支給にあたっては、遺族の高齢化を踏まえ、手続の簡素化に努めるべき」旨の指摘がなされており、これに対応する対策を講ずる必要がある。

【効果】

手続きに関する請求者の負担軽減を図ることができるほか、各自治体における事務処理の効率化、迅速化にもつながり、事務的な負担軽減にも寄与する。また、裁定までの審査期間の短縮が見込まれ、これにより請求者

への通知及び国債交付時期を早めることができ、請求者の不安解消につながることが期待される。

根拠法令等

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行令第2条、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法施行規則第1条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

北海道、仙台市、いわき市、須賀川市、石岡市、ひたちなか市、練馬区、江戸川区、三浦市、新潟県、新潟市、 大垣市、浜松市、春日井市、田原市、八幡市、泉大津市、守口市、門真市、尼崎市、西宮市、伊丹市、鳥取県、 出雲市、岡山市、山口県、山口市、防府市、高知県、筑紫野市、大村市、宮崎市

〇上位受給権者の死亡により転給申請が増加している。高齢の申請者にとっては戸籍等の必要書類の整備が 一番の課題。下位受給権者になるほど必要書類が増え、負担が大きい。

よって、提案の内容を支持する。

〇【現状・支障事例】

請求対象者に対しては、前回受給者等へ個別案内を行うとともに、広報等により請求を促しているが、対象者 の高齢化や死亡に伴い、確実な周知が困難な状況である。さらに、上位受給権者の死亡により、対象となる遺 族の範囲が拡大しており、請求手続きがより煩雑になっている。

請求手続きにあたっては、必要書類の記入が複雑(戦没当時の状況の記載が必要など)であることなどから、相当の時間を要しており、請求者及び事務従事者ともに負担が大きい。また、手続きが煩雑であることにより、今後さらに高齢化する請求者の請求漏れや請求辞退者の増加が懸念される。

【参考】

第十回特別弔慰金の請求受付件数:1,511件

〇戦没者の特別 中間金の手続きが複雑なことに加え、請求者の高齢化が進んでおり、初めて請求する第三等親族の場合は、戸籍の郵送請求の説明も含め、2 時間以上かかることもあり、しかも複数回窓口に来ることになる。前回請求者であっても、請求書の「戦没者等の欄」や戦没者等との遺族の現況等についての申立書が記入できない場合は多く、前回の請求書等のデータが本市にない場合は、受付に時間がかかっている。

今回提案の欄については、請求者が記入できない、または間違いが多い欄であり、実質的には、自治体記入欄に近い形となっているので、簡素化をお願いしたい。

〇請求事務について、実際は前回提出資料を参考にしながら手続きを行う必要があり、煩雑であった。そのため、請求書については前回受給者が再び請求する際には、前回の内容からの変更の有無をのみを問うような様式(戦没者等との遺族の現況等についての申立書、同意書等についても同様)に変更するなどの簡素化を希望する。

○請求書の書式や戸籍が煩雑である。

進達してから国債が届くまでが長すぎる。

〇請求対象者に対しては、前回受給者等へ個別案内を行うとともに、広報等により請求を促しているが、対象者の高齢化や死亡に伴い、確実な周知が困難な状況である。さらに、上位受給権者の死亡により、対象となる遺族の範囲が拡大しており、請求手続きがより煩雑になっている。

請求手続きにあたっては、必要書類の記入が複雑(戦没当時の状況の記載が必要など)であることなどから、相当の時間を要しており、請求者及び事務従事者ともに負担が大きい。また、手続きが煩雑であることにより、今後さらに高齢化する請求者の請求漏れや請求辞退者の増加が懸念される。

請求者が変わっていない場合も、前回請求時に必要なかった戸籍が必要になるなど、裁定庁及びその担当者の判断のバラつきも大きく、請求者への負担が増すだけでなく、裁定結果が出るまでに膨大な時間がかかるなど、申請後に申請者が死亡するケースも多く見受けられた。

〇【現状・支障事例】

請求対象者に対しては、前回受給者等へ個別案内を行うとともに、広報等により請求を促しているが、対象者の 高齢化や死亡に伴い、確実な周知が困難な状況である。さらに、上位受給権者の死亡により、対象となる遺族 の範囲が拡大しており、請求手続きがより煩雑になっている。

請求手続きにあたっては、必要書類の記入が複雑(戦没当時の状況の記載が必要など)であることなどから、相当の時間を要しており、請求者及び事務従事者ともに負担が大きい。また、手続きが煩雑であることにより、今後さらに高齢化する請求者の請求漏れや請求辞退者の増加が懸念される。

【参考】

第十回特別弔慰金の請求受付件数: 1, 255件

〇書類の記入が複雑(戦没当時の状況の記載が必要など)であること、また必要書類が多い(上順位者の死亡の記載のある戸籍、同順位者の自筆の請求同意書、など)ことなどから、高齢化する請求者への負担が大きく、請求辞退者などを招いている。

請求手続きの簡素化により、請求者への負担軽減を図られたい。

〇法定受託事務である戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の請求手続きにおける請求書類の記入項目の見 直し等による書類の簡素化により、手続時の負担軽減を図るもの

【簡素化の案】

「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」様式内の

- ①「戦没者等」欄のうち、「もとの身分」、「生年月日」、「死亡年月日」、「除籍時の本籍等」を本人記載欄と区別し、自治体記載欄とする。
- ②「国債の償還金の希望支払場所」欄に、前もって「郵便局」と印字する。あるいは、選択式にする(「郵便局」と記入することが出来ない方が多いことと、その受け取りのほとんどが郵便局となるため)。

「戦没者等との遺族の現況等についての申立書」様式内の

- ③「戦没者等との続柄」欄を、選択式又は番号記入式とする。

いずれの様式も、本人記載欄と職員記載欄の区別を太罫線等を用いて、明確にする。

〇特別 中間 を の申請書記入については、高齢者で、前回受給者であることが多いことから、「戦没者氏名、生年月日、死亡日、除籍時の本籍等」は市で書類のほとんどを補記している状況である。また、「戦没者等との遺族の現況等についての申立書」の記入については、負担に感じるとの声を多くの申請者より聞く。申請者の負担軽減の為に必要書類や項目の簡素化の検討をお願いしたい。

〇提案市以外の他市町村からも、請求書類の記入が複雑、対象者の高齢化により書類の記入が困難等により、窓口で多くの時間を費やしてしまうという意見を多く聞く。

現在、厚生労働省において、次回特別弔慰金の手続きの簡素化や事務処理手順の見直し等検討されており、 その中で本提案の内容についても検討いただきたい。

〇【現状・支障事例】

請求対象者に対しては、前回受給者等へ個別案内を行うとともに、広報等により請求を促しているが、対象者の高齢化や死亡に伴い、確実な周知が困難な状況である。さらに、上位受給権者の死亡により、対象となる遺族の範囲が拡大しており、請求手続きがより煩雑になっている。請求手続きにあたっては、必要書類の記入が複雑(戦没当時の状況の記載が必要など)であることなどから、相当の時間を要しており、請求者及び事務従事者ともに負担が大きい。また、手続きが煩雑であることにより、今後さらに高齢化する請求者の請求漏れや請求辞退者の増加が懸念される。請求者の居住する市区町村で受付し県へ進達しているが、戦没者等の当時の本籍で裁定・却下されることから戦没当時の現況については、詳細の把握する請求者が高齢等の事由から必要添付書類等が提出が困難な状況となっている。

【参考】

第十回特別弔慰金の請求受付件数:650件

〇請求書の不備により、請求者へ補正を依頼する事項の大半が、請求者と同順位者から提出させる請求同意 書や請求者に係る戸籍の不備であり、これらの書類の整備に長期間を要するため、裁定の遅れにつながってい る。

様式の簡素化だけでなく、添付書類についても、請求同意書に代わる書類の提出や戸籍によらなくても確認できる事項については戸籍の提出を不要とするなど、審査期間を短縮する方法を検討する必要があると考えられる。

請求者の高齢化に伴い、書類の自筆が困難となってきていることなどから、請求書の作成に相当の時間を要しており、請求者及び事務従事者ともに負担が大きいため、審査期間の短縮に加え、請求者の負担軽減の点からも制度改正が必要である。

〇請求対象者の高齢化により、前回請求者の請求でさえ、請求者及び事務従事者ともに大きな負担となっている。また、上位順位者の死亡に伴い、対象となる遺族の範囲が拡大しており、同意書の提出等、手続きがより煩雑になっている。

【参考】

第十回特別弔慰金の請求受付件数:804件

○本市においても同様の支障が生じており、書類の簡素化が必要である。

また、遺族の支給順位が複雑なため、添付する書類も複雑になっており、同じ請求者が何度も窓口に確認に来

ている。請求者によっては、支給順位等の確認のため、窓口での聞き取りに相当な時間が掛かることも多く、支給順位の簡素化も必要である。

〇【支障事例】

- 1.「戦没者と遺族の現況等についての申立書」請求者本人が、戦没当時幼少であったこと、申請者本人が高齢となり、当時の状況を覚えておらず、周りに当時のことを知る人もいなくなり、申請者の負担となっている。
- 2. 「戸籍の取得」必要戸籍も多く、本籍が県外の場合もあり、申請者にとっては負担が大きく、請求を辞退する方もいる。
- 3. 申請から国債券が請求者に交付されるまでに、1年もしくはそれ以上かかる場合もあり、その対応に苦慮している。
- ○「戦没者等の遺族に対する特別弔慰金請求書」
 - ③国債の償還金の希望支払場所については、記載が必要であると考える。

すべての郵便局が国債取扱機関となっていない(当市内でも取扱不可の郵便局もあり)ことから、申請者より 問い合わせもあり、案内時に説明が必要なケースもあった。

「戦没者等との遺族の現況等についての申立書」

①戦没者等との続柄欄だけでなく、当時の家族状況を記入いただくことすら負担が大きいため、全体の見直し を図られたい。

請求者が高齢化されていることから委任状による請求や、相続人請求が多くみられる中、戸籍上に記載されている御家族の氏名、生年月日、死亡年月日を調べ記入されることに時間も要し、負荷がかなり大きかった。

- 〇請求者は高齢化しており、申請に必要な書類をそろえるのに苦労されている。また、裁定がおりるまで相当の 時間がかかっており、審査時間短縮のためにも申請書類の簡略化が必要と考える。
- 〇本市においても同様の支障事例が生じている。請求対象者の高齢化に伴い、必要書類の記入(特に戦没当時の現況等申立書)に困難が生じている。請求者が窓口来庁が困難な場合は、子などの代理人が申請手続きを行うこともあり、その際は継続申請の場合でも記載が非常に困難になる。

また、裁定までの審査期間が長期に渡るため、申請者が裁定までに亡くなられることも多い。そのため、国債交付に支障が出ている。

〇本市においても、 煩雑な申請書の記載内容が請求者の負担になっているものと見受けられることから、 見直 しが必要と考える。

O【支障事例】

必要書類が多くまた項目が難解なため、請求手続きが負担になっている。

広報にて請求を促しているが、すべての対象者に確実に周知できていない。前回請求者に個別文書を発送することも困難である(前回請求者が死亡している場合、請求権を有する方を特定する事は困難であり、送付先を 誤ると親族間のトラブルになりかねないため)。

裁定までに時間がかかっている。受付開始当初に請求手続きをされた方は国債交付までに1年以上かかった ケースもある。

【制度改正の必要性】

制度改正は必要と考える。

ただし、請求手続きの簡素化については平成29年8月22日付けで厚生労働省から県を通して事務処理等に関する意見聴取が行われており、当市として、現状・支障事例及び様式変更案に対する意見を平成29年9月21日付けで県に提出している。

- 〇提案自治体と同様に申請手続きの複雑化による、請求者及び事務担当者双方に負担が大きくなっている。
- 〇請求者の高齢化により、必要書類への記入が困難になっている。記入内容が複雑であるほか、文字を書くことが困難な方が多く、相当の時間を要している。書類の記載内容や記載方法などを見直し、請求者が書きやすい様式を作成することが必要である。
- 〇請求手続きの煩雑さから、当県においても同様の支障が発生している。特に前回請求者と異なる請求者から の手続きについては、必要な添付書類も複雑であり、請求者への手戻りが少なからず発生している。
- 各自治体による審査にも相当の人員と時間を要しており、請求者、自治体の両方にとって、請求手続きの簡略 化は必要であると考える。
- 〇請求手続きについて、必要書類の記入や添付が複雑であることなどから、請求者及び事務従事者ともに負担が大きい。また、手続きの複雑さが請求者の請求漏れや請求辞退者の増加に影響している。

【改善案】

- ②必要書類の戸籍について、戦没者との関係や相続関係の確認として必要な情報が取得できる部分のみの添付で可能としてほしい。対象者の戸籍を全て辿って揃えるのは負担が大きく、無駄がある。

- ○当市でも、請求者の高齢化や手続きの煩雑さを鑑み、負担軽減のための簡素化が必要と考える。
- 〇左記と同様の支障事例及び地域における課題、改正制度の必要性を認めている。具体的な支障例としては、明治 28 年 3 月 31 日以前生まれの戦没者等の父母・祖父母については、先順位者及び公務扶助料などの年金給付の受給権者の死亡を確認する戸籍の添付を省略できるが、実際は対象者の生年月日を確認するための戸籍の添付が必要になるため、請求者から苦情等が散見した。
- 〇簡素化の案で出されている事項については、申請書類一式の中で複数回記載を求めるものであるため、申請者が高齢化する中、負担軽減の視点から簡素化すべきと考える。
- 〇請求者にとって、現状の「請求書」や「遺族の現況等についての申立書」の記入が困難になっている。 理由は、

請求者の高齢化により、本人に確認しても覚束ないことが多いこと。

請求者の高齢化により、本人が来庁できず、委任を受けた親族が手続きをするケースの方が多いが、下の世代は遺族の状況をあまり把握していないこと。

当時、年が若かった甥や姪の請求が増えているが、甥や姪は遺族の状況をあまり把握していないこと。

このため、空欄の多い状態で県へ送達するが、書類整備依頼が帰ってくると、請求者は、親類に聞き回ったり、 親類から戸籍を取り寄せたり等の労力を費やしており、裁定までの期間も長期化している。

- これまでの請求で収集できている情報は、できるかぎり記載事項を省略すること。
- ○遺族の高齢化を踏まえ、請求手続きの簡素化が必要。
- 〇①請求受付について

請求者が高齢で子等の請求者以外の者が手続きに来ることが多く、戦没者等の情報をよく把握していないため、請求書や現況申立書の記入が困難な場合があり対応に苦慮している。

戸籍書類の網羅的な取得について困難に感じる請求者が多く、苦情につながる場合もある。

②書類の補正について

受付から1~2年後に書類の補正依頼が来るなど、審査時間がかかりすぎていることが課題である。補正依頼については市町村を通さず、裁定都道府県が直接申請者へ依頼するなど、対策が必要。

〇前回受給者へ個別案内を行うとともに、広報紙により請求を促したが、対象者の高齢化や死亡、転居等により周知が困難である。また、順位変更による新たな申請の場合等、同順位対象の遺族数が多いと、戸籍等の必要書類を揃えるだけでもかなりの時間と労力を要する。さらに、必要書類の記入が多いことやマイナンバーの記入が必要になったことで請求者の負担が大きくなった。

前回受給者であっても、請求までの負担の大きさから請求辞退をされる方がおられた。

今後、第10回と同じ方法での請求となると、請求辞退者の増加等の懸念がある。

○簡素化することにより、請求者の負担軽減、各自治体における事務処理の効率化、迅速化にもつながる。これにより請求者への通知及び国債交付時期を早めることができ、請求者の不安解消につながることが期待されると考える。

【参考】

第十回特別 弔慰金の請求受付件数:約5.900件

〇戦没者等の特別弔慰金について、請求手続きに必要な書類の記入が複雑であることに加えて、申請後に国債が発行されるまでに1年以上かかっているため、申請者からの苦情が多い現状である。

(申請者の居住地で受付をし、都道府県に進達された書類は、その後本籍地の都道府県に送付し、その都道府県により審査・裁定が行われ、裁定後、裁定通知書が都道府県を経由して市に送付される経緯が必要であるため)

申請者が高齢者ということもあり、その心情や国が弔意を表すための制度であることを考慮し、申請書類の簡素化に加えて、申請後少しでも早く国債を渡すことが必要であると考える。

また、第十回特別弔慰金については、審査にかなりの時間を有し、国債発行までにかなりの時間がかかったこともあり、次回の特別弔慰金については、審査に時間がかからないよう配慮が必要である。

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

38

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

企業主導型保育事業の開設に係る手続きについて

提案団体

京都市、滋賀県、堺市、兵庫県、神戸市、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

保育所や小規模保育事業の認可については、「市町村子ども・子育て支援事業計画」に基づいての需給調整が認められているが、企業主導型保育事業は制度上認可外保育施設であり、この需給調整の対象とはならない。地域のニーズ調査等に基づき策定している事業計画との整合性を図り、有効かつ効率的に整備を進めること、また既存の保育園や企業主導型保育事業所が安定的に運営できる必要があることから、企業主導型保育事業の開設に当たり、「地域枠」を設ける際には、自治体へ事前協議を行うようにされたい。

具体的な支障事例

企業主導型保育事業は認可外保育施設であることから、市への法的手続きは事業開始後に開設届を提出するのみであり、事前に関与することが困難な制度設計となっていることから、「市町村・子ども子育て支援事業計画」において、保育の量の見込みがなく、定員割れの園が多数生じている区域においても地域枠定員を設定した企業主導型保育事業所が開設され、保育提供体制の供給過剰状態を助長する例が生じるなど、需要(自治体)と供給(事業者)のミスマッチが生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- (1)企業主導型保育施設の設置に前向きな事業者(供給)と、保育施設の不足する地域への整備に悩む自治体(需要)とのミスマッチを防ぐ。
- (2)事前に設置者と協議を行うことで、地域の保育供給量をより的確に把握することができ、効率的に事業計画を策定・推進することができる。

根拠法令等

企業主導型保育事業費補助金実施要綱 第3の2の4(1)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

いわき市、豊田市、池田市、山口県、高松市

〇既存の認可保育所等のすぐ近くに企業主導型保育事業所が建設された場合、市内に待機児童が発生しているものの、認可保育所等と企業主導型が近接している部分だけは空きが生じることも想定されるため、企業主導型保育事業所を開設する場合に「地域枠」を設ける場合には自治体へ事前に協議するようにすべきであると考える。

〇自治体が整備した地域に、地域枠定員を設定した企業主導型保育事業所が開設され、需要(自治体)と供給

(事業者)のミスマッチが生じることがある。

〇「平成30年度企業主導型保育事業の募集について(児童育成協会)」においては、申請に当たっての注意事項が設けられ、地域枠を設定する場合、当該地域の保育ニーズを踏まえた設定とする観点から、地方公共団体に相談に行くことを促している。このことにより、当市にも申請に先立って相談に来る事業者がいるが、すべての事業者が事前相談に来ているかどうかは不明であるため、地域の保育供給量を的確に把握するため、事前相談の機会を設けることは望ましい。

〇現在でも協議とは言いながら、あくまでも助言であり、期待する効力は無いと思われる。また、事業計画は支給認定(2号、3号(0歳及び1、2歳別))で「確保の内容」を設定するものの、企業主導型保育事業については、年齢別の定員設定までは求められておらず、事業計画で「確保の内容」に含める場合に苦慮している。

○制度上、市町は企業主導型の創設に関与できないため、供給過剰となる地域が生じる等支障がある。

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

40

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

環境•衛生

提案事項(事項名)

飼い主登録を徹底するための登録窓口の一元化

提案団体

徳島県、兵庫県、神戸市、和歌山県、鳥取県、愛媛県、高知県

制度の所管・関係府省

厚生労働省、環境省

求める措置の具体的内容

飼い主登録の徹底を図るため、市町村、AIPO(動物ID普及推進会)の他、任意団体等が窓口となっている飼い主登録について一元化を行う。

具体的な支障事例

環境省が推進するマイクロチップによる登録と、厚生労働省が所管する狂犬病予防法に義務づけられる犬の登録制度については、二重登録制度となっており、双方の推進の妨げとなっている。

特に、申請者である飼い主からすれば、狂犬病の登録、マイクロチップの装着のため、それぞれの窓口で登録する必要があり、それぞれで手数料を負担しており、申請者の事務負担・費用負担の観点から非効率である。 ((参考)犬の登録手数料 3,000 円、狂犬病予防注射 3,000 円、マイクロチップのデータ登録料 1,000 円(チップ装着代等は別))

マイクロチップデータの登録については、狂犬病法第4条に基づく登録原簿への記載にデータに新たに一つデータを追加することで対応できると考えられ、市町村側の負担も少ないと思われる。

また、登録窓口が一元化され、所有者明示と狂犬病予防接種が推進されることで、例えば盗難された犬や迷子の犬が保護された際、その犬のマイクロチップの登録情報から狂犬病予防接種の状況が確認できたり、仮に狂犬病の犬が保護された場合、当該犬の所有者の居住地から、当該地域における速やかな予防措置に取り組むことができたりするなど、県としての広域的な狂犬病予防対策にもつながる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ・飼い主登録が徹底されるとともに、登録制度の合理化が図られる。
- ・飼い主の費用負担が軽減される。

根拠法令等

狂犬病予防法第4条

動物の愛護及び管理に関する法律第7条

動物が自己の所有に係るものであることを明らかにするための措置について

(平成 18 年1月 20 日環境省告示第 23 号)第4(2)イ

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

福島県、新潟市、神山町、高松市

〇飼養される犬のうち小型犬が占める割合が増えたため、室内飼いが増加している。未登録犬の発見が困難であるため、狂犬病予防法の登録の義務が形骸化する恐れがある。任意団体でのマイクロチップの登録と、狂犬病予防法による登録が一元化されれば、未登録の防止と、犬の逸走時や狂犬病が疑われる事例が発生した場合の初期対応に効果があると考える。またマイクロチップは、複数の団体が管理している現状では効果が薄く、少なくとも横断的に検索できる仕組みづくりが必要と思われる。

〇厚生労働省が所管する狂犬病予防法に基づく犬の登録制度と、環境省が推奨する犬へのマイクロチップ装着は、どちらも犬の所有者を明らかにするための手段であるが、犬の所有者にとっては2重の措置となり、過分の負担をかけている。このことを踏まえ、所有者登録を推進するためには、狂犬病予防法が定める鑑札に代わるものとして、マイクロチップを定め、その情報を管理するルールを設けることが必要である。

〇各市町村で使用する犬の登録等のデータは、業者が構築したシステムで管理していることが多く、登録項目を1つ増やすだけでも仕様変更となり、それに伴う費用が生じる可能性がある。また、登録や注射の受付を委託している獣医師会においても、登録等データを独自のシステムで管理していることが多く、同様の支障が生じると思われる。現在、登録等データは各々のシステム等で管理しており、転入や転出があれば、文書により登録等情報を送付しあっている。マイクロチップ等の登録窓口を一元化するのであれば、データシステムについても国で一元化を行うことで、各市町村におけるシステム等の管理や、登録等のデータを市町村同士でやり取りすることはなくなるため、事務負担や費用負担が激減する。また、市町村に限らず、都道府県や警察等からもそのシステムで照会できるようにすれば、迅速に犬の所有者を発見することが可能となり、効率化が図ることができる。〇飼い主の負担を軽減することによって、所有者明示が推進され、県に引き取られた犬猫の飼い主への返還率が向上する可能性が高くなるという効果が期待できる。

〇放浪犬を捕獲した際に、鑑札を装着しているケースはほとんどなく、飼い主の特定が困難なことが多い。マイクロチップの装着を含めた飼い主登録が徹底されることにより、迅速に飼い主の特定を行うことができる。

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

47

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

放課後健全育成事業に係る放課後児童支援員の資格要件の対象者の拡大

提案団体

うるま市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

放課後児童支援員の資格要件に、沖縄県(各都道府県)の基準を満たす旨の証明を有している認可外保育施設で2年以上従事している場合であれば、実務経験を必要とする資格要件の対象者として認められるよう明確化して頂きたい。

具体的な支障事例

放課後児童健全育成事業(学童クラブ)の職員については、準国家資格である「放課後児童支援員」の資格が設けられ、1単位ごとに2名の支援員を配置する必要があるが、支援員の資格要件として、保育士、社会福祉士、幼稚園や小中学校の教諭資格などの有資格者、高等学校卒業者等であって児童福祉事業に2年以上従事した者、高等学校卒業者等であって放課後児童健全育成事業に類似する事業に2年以上従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの、が定められている。

この、「児童福祉事業」又は、「放課後健全育成事業に類似する事業」の定義が不明確なため、県の基準を満たしている認可外保育所で従事している者が対象となるか判断できないため、新たに人材を確保している状況である。

沖縄県の実情として、戦後の福祉事業の遅れから、学童クラブを含めた保育事業を民間である認可外保育施設等で実施してきた経緯があり、施設を新増設する民間事業所が増えてきていることからも、学童クラブのニーズの高まりに対応するには、沖縄県特有の児童福祉行政を踏まえた放課後児童対策を講じる必要があると考える。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

認可外保育施設での実務経験者を人材として有効的に活用することができる。また、民間の放課後児童クラブにおいて新設クラブの開設や拡充をする際も、人材確保が見込めるため、円滑に新増設を行うことが可能となる。

根拠法令等

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

高松市、高知県、沖縄県

〇放課後児童クラブには2人以上の支援員(1人を除き補助員で代替可)の配置が必要とされているため、交代

要員を含めて人員の確保が困難な児童クラブもある。資格要件の緩和ができれば、より多くの人材を活用することができ、支援員の交代要員等人員の確保が容易になる。

- 〇本市においても、放課後児童支援員の確保については非常に苦慮しているところであり、基準に規定されている資格要件の解釈の拡大については、人員を確保する上で重要と考える。
- 〇本県では、同一市町村内だが通勤に1時間近く要する他地域から人材を確保している等、特に中山間地域で人材が不足している現状にある。現時点では本個別事案と同様の支障事例を承知していないが、本制度が規模や周辺環境などが異なる多種多様な全国の放課後児童クラブに一律の基準を適用していることにより、様々な支障が生じている状況は見直されるべきと考える。

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

49

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

介護保険法第24条の2第2項に係る調査業務を地方自治体が指定市町村事務受託法人に委託する際の職員 の資格要件緩和

提案団体

所沢市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

地方自治体が指定市町村事務受託法人に介護認定の訪問調査(新規申請分)を委託する際の調査員の資格要件を介護支援専門員に限らず、「社会福祉士」、「介護福祉士」、「初任者研修(旧ヘルパー2級)」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げる。

具体的な支障事例

これまで介護認定における新規申請分の訪問調査は、市職員が行っていたため、介護支援専門員でなくても社会福祉士等の資格と、県及び当市で実施している研修受講により調査業務を実施可能としていた。

しかし、指定市町村事務受託法人への委託に関しては、介護保険法第24条の2第2項によると、「介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者に当該委託に係る調査を行わせるものとする。」とあるが、埼玉県に確認したところ、これに該当する省令が無いため介護支援専門員でないと調査はできない状況である。

介護支援専門員は介護保険法第7条第5項に、要介護者等からの相談に応じ、適切なサービスを受けられるように市町村やサービス事業者との連絡調整を行う者であって専門的知識及び技術を有する者と記載がある。このことから、介護支援専門員はケアプラン作成のために資格を取得するため、指定市町村事務受託法人が調査業務で募集をかけても応募が少なく人材確保が困難となっている。

実際、本来であれば、平成30年4月から新規申請の調査も合わせて月540件の調査を委託するはずだったが、事務受託法人が介護支援専門員資格のある調査員を確保できないことにより、140件は市の調査員が行わなくてはならず負担がかかっていいる。このため、介護認定の申請から調査実施までに時間が掛かり、介護保険法で定められた30日以内に認定結果を出さなければならないところ、40日以上かかることもあり、認定業務全体に遅れが生じている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

住民の利便性については、介護認定の調査業務が円滑に進むことにより、認定機関期間の短縮につながる。また、福祉資格や医療資格を持ちながら仕事に就いていない人の雇用促進にもなる。

行政としても、調査員の長期雇用により人件費の高騰や事務スペースの確保などの課題があるが、調査業務の 委託化により、市で任用している臨時職員の人件費削減や事務スペースの狭隘化解消にもにつながる。

根拠法令等

介護保険法第24条の2第2項

石岡市、八王子市、山県市、名古屋市、豊田市、田原市、神戸市、伊予市、宮崎市

〇現在、当市では、社会福祉法人に訪問調査業務(更新・区分変更)を委託している。調査業務を外部委託する場合、調査員の資格が、介護保険法第24条の2第2項による「介護支援専門員その他厚生労働省令で定める者」とあるため、現時点においても、受託者は人材確保に大変、難儀している。

また、次年度以降、指定市町村事務受託法人との訪問調査業務(新規)の委託を検討しているが、ここでも受託者にとって、介護支援専門員の人員確保が支障となる。受託法人委託する際、職員の資格要件が緩和されることで、スムーズな外部委託の実施につながり、行政としても、調査業務を外部へ委託することで、時間外勤務等の人件費削減及び事務の効率化につながる。また、福祉資格や医療資格を持ちながら仕事に就いていない人の雇用促進につながる。

〇本市においても事務受託法人に、更新申請の調査を中心に約1,000件/月の調査を委託している。しかしながら、調査員の多くは居宅介護支援事業所に所属する介護支援専門員であり、それぞれにケアマネジメント業務を持っていることから、これ以上の調査件数の増に対応することは難しいのが現状である。

また、平成30年に介護支援専門員の受験資格から、介護等業務従事者(東京都における合格者の6%程度)の受験資格が消滅したことにより、介護支援専門員の受験者数及び合格者数の減少が考えられ、認定調査業務を行う介護支援専門員数の大幅な伸びは見込めない。2025年には団塊の世代が75歳を迎え、介護保険制度を必要とする被保険者の数が増加すると見込まれる。上記のような理由から、国家資格等を有し、一定の専門知識を有する者については、必ずしも介護支援専門員の資格を必要としない制度改正により、認定調査員の担い手を増やすことが望まれる。

※特に病院入院中の新規申請や区分変更申請等に対し、看護師や准看護師による認定調査を実施することができれば、退院後の被保険者の生活に備えた、効果的な調査体制になるものと考える。

〇本市でも指定事務受託法人に介護認定調査を委託しているが、調査員として採用する介護支援専門員が集まらず、指定事務受託法人では、申請件数の増加を元に想定した採用予定数を下回る状態となっている。また、現在の調査員の高齢化も進んでおり、調査員の安定的かつ継続的な確保も課題となっている。今後の急速な高齢化にも対応できる安定的な介護認定調査業務の実施のため、調査員要件緩和について、至急対応いただきたい。

〇支障事例としては、指定市町村事務受託法人が調査員の募集をかけても、介護支援専門員の資格を有して いる者からの応募が少なく人材確保が困難であり、認定事務の遅れにつながる。

〇本市においては、原則、直営調査は行わず、新規申請及び変更申請は指定市町村事務受託法人に委託してしる。しかし、本市指定市町村事務受託法人において、年々、調査員の確保が困難になっており、認定調査が大幅に遅れる事態となった。これにより、年度末時点において、未調査数が通常300から500件のところ、平成30年3月31日時点では、約1100件が未調査となり、相互協力で行っていた他市町村からの新規申請に対する認定調査も、近隣市町村には、自身で調査いただくよう依頼している状況である。認定調査員確保ため、地方自治体が指定市町村事務受託法人に介護認定の訪問調査(新規申請分)を委託する際の調査員の資格要件を介護支援専門員に限らず、国家資格である「社会福祉士」、「介護福祉士」等の福祉資格や、「保健師」、「看護師」、「准看護師」、「理学療法士」等の医療的な資格まで広げ、また、市職員として認定調査を行った市職員OBも可能とするよう要望する。

〇当市は平成30年度から認定調査の一部を事務受託法人しているが、市内社協には受けてもらえず、委託先をプロポーザルにより民間事業者に決定した。しかしながら、全国的に、認定調査を受託可能な民間事業者はほとんどないことから、調査員資格を「国家資格所持者(看護師、保健師、理学療法士、作業療法士または社会福祉士、介護福祉士)」まで拡大すれば民間事業者は増えてくると思われ、契約の際にも競争性を持たせることが可能となる。調査員の拡充により、市民への結果通知の日数短縮が見込める。当市が契約している事務受託法人においても人材不足は生じているため。資格拡大により調査員確保は期待できると思う。

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

52

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

重度訪問介護の訪問先に係る制限の緩和

提案団体

さいたま市

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

常時介護が必要な重度障害者が在宅勤務している場合、勤務時間中に居宅で重度訪問介護を利用可能とすることを求める。

具体的な支障事例

〇全身の筋力が低下する難病(先天性筋繊維型不均等症)により、ペットボトルを持ち上げること等の日常生活が困難な重度身体障害者がいる。常時介護が必要であるが、パソコン操作が可能であるために就労し、9時~16 時の間に在宅でパソコン入力作業を行っている。

○重度訪問介護の提供場所は居宅や病院等に限定され、職場は認められていない。そのため、本件の場合、作業を行っていない休憩時間(12 時~13 時)中に限り、食事や排せつに係る支援を受けることができるが、その他の時間(9時~12 時、13 時~16 時)は重度訪問介護を利用することができず、見守り支援を受けることができない。

〇就労していない場合にはサービスの利用が可能であるにも関わらず、在宅で勤務した場合には勤務時間中 にサービスを利用できなくなることは、公平とはいえない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

重度訪問介護の訪問先に係る制限を緩和することにより、重度障害者の社会参加を支援することが可能となる。

根拠法令等

障害者総合支援法第5条第3項、障害者総合支援法施行規則第1条の4の2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

川崎市、京都市、宮崎市

〇先天性難病により、人工呼吸器装着、頻回なたん吸引が必要で、全身性障害のため常時介護が必要な重度 障害者が、会話及びタッチパネル操作が可能なため大学卒業後就職を希望している。雇用主による合理的配慮 は、本人が就労するに当っての支援については可能であるが、個別性及び専門性の高い医療的ケアについて までは求められず、結果として就業の機会が奪われている。常時介護が必要な重度障害者が就職する事例は 稀な状況の中、特に医療的ケアについては就業の有無に関わらず生命維持のために必要なものであり、重度 訪問介護の提供場所から就業先及び通勤中が除かれていることは合理的でない。就業のための支援と生命維 持のための支援を切り分け、必要な重度訪問介護が就業中にも提供されることで、医療的ケアが必要な重度障害者の雇用の機会の拡大が図られることを求める

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

54

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の見直し

提案団体

さいたま市

制度の所管・関係府省

内閣府、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準」第6条の規定について、①小規模保育事業者等が保育士等を十分に確保していると認められるなど一定の基準を満たしている場合においては、第2号に定める代替保育の提供を行う連携施設の確保を要しないことを認める、②第3号に定める卒園児の受け皿となる連携施設に、市が一定の基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設を認める、③連携施設の確保が困難である状況に鑑み、平成32年3月31日までとなっている経過措置期間を延長する。

具体的な支障事例

以下の理由により、小規模保育事業等の連携施設の確保が進んでいない。

- ・いずれの施設も保育士確保に苦慮する中にあって、代替保育を提供するための職員確保が困難。
- ・本市における小規模保育事業等は、正規職員のほか臨時職員を含め人員を十分に確保できていることから連携施設による代替保育の提供を必要としない施設が多く、基準第6条第2号の規定が連携施設確保の足かせになっている。
- ・卒園児の受け皿となる連携施設については、保育二一ズが高まり、いずれの認可保育施設も利用希望者が多い中、小規模保育事業等の卒園児を優先的に受け入れるための枠を確保しておく余裕がない結果、保護者が 当該施設を利用することに不安や負担を感じている。
- ・経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

- ・連携施設の確保が進み、事業者の参入や保護者による利用が促進されることで、待機児童の解消に寄与する。
- ・待機児童の解消により、安心して子供を預けられるようになることで、女性の就労が可能となり、女性活躍の更なる促進等に寄与する。

根拠法令等

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準(平成26年4月30日厚生労働省令第61号)第6条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

仙台市、須賀川市、石岡市、新座市、山県市、豊田市、草津市、大阪市、倉敷市、沖縄県

- 〇現在も小規模保育施設の連携施設の確保が進んでおらず、今後も連携施設の確保が困難であると予想されることから、経過措置期間終了後の平成32年4月1日以降に認可基準を満たさないことになることを防ぐため、規定要件の緩和と経過措置期間の延長が必要と思われる。
- 〇連携施設の確保を求めることの趣旨から、保育士が確保されていると判断できる基準や、見直し後も可能な限り連携施設を確保することを求めることなどが必要と思われる。なお、当市には提案事項の2点目にある市が 運営費支援等を行っている認可外保育施設は存在しない。
- 〇保育所、認定こども園への3号認定児童の申し込みが増えており、3歳児の定員は、その施設の持ち上がりの児童でほぼ一杯になってしまっている。連携しても小規模保育事業所からの入所が難しいため、、私立の施設間の連携施設の確保が進んでいない状況にある。
- 〇連携施設として、小規模保育施設からの児童を受け入れられる側の保育所にとっては、前年度からその受け 入れ枠を空けておく必要があり、経営に直結する問題となるため、連携が進まない。
- 〇経過措置終了までに連携施設が確保できず、万一認可取消となれば、当該事業所利用中の児童が行き場を 失うことや保育の受け皿が減少するため、待機児童解消の取組みにも大きな支障となる。
- 〇経過措置により、連携施設を確保しなくても事業認可が可能となっているが、経過措置終了までに連携施設 が確保できない場合、認可基準を満たさないことになる。
- 〇市においても連携施設コーディネーターを設置して支援を行っているところであるが、卒園後の受け皿については、特に保育所において2歳児と3歳児の定員差の関係から、確保が限界に近づきつつあるなど、期限までに設定が完了しないリスクもあるため、経過措置の延長を求める。

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

55

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大

提案団体

南房総市、水戸市

制度の所管・関係府省

文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準では、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を三分の一以上配置する必要があるが、幼稚園教諭免許を更新していない者(市町村長等が実施する研修を受講し、市町村長が過去の実務経験を認めた者)、小学校教諭及び養護教諭免許所有者も資格保有者として認めてほしい。

幼稚園免許未更新者が認められない場合には、免許更新をできる者に一時預かり事業を行う者及び行う予定の者も含めるようにされたい。

具体的な支障事例

南房総市においては、4,5歳児のほとんどは幼稚園に通っており、教育時間前後及び長期休業中に保育が必要な子どもに対しては一時預かり事業を実施している。当市においては、幼稚園教諭の教材研究の時間を確保するため、一時預かり事業は幼稚園に勤務する者ではない専門の指導員(非常勤職員)を雇用しているが、資格保有者の確保に苦慮している。

今後、当地域ではさらに資格保有者が減少していくことが予想される中、高齢者を積極的に採用していかなければ人材の確保が難しくなっていき、現行の基準による勤務体制では、一時預かり事業の継続が困難となっていく。

また、水戸市においては、資格保有者の確保が困難である状況から、ほとんどの幼稚園において、教頭又は教諭及び資格を保有していない専門の指導員(非常勤職員)の2名体制で一時預かり事業を行っている。このことにより、教材研究等通常業務の時間が確保できず、教頭等の負担となっていることとあわせて、教頭等が出張等で不在の際は、一時預かり事業が行えない状況である。

さらに、非常勤職員の中にいる幼児教諭資格喪失者(かつては資格を所有していた者)を人員配置基準の資格保有者に含めることができない上に、現行規定では、教育職員のみが免許更新の対象とされており、これらの者は幼稚園免許を更新できない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

南房総市では、小学校教諭や養護教諭免許状所有者を特別教育支援員として小学校に配置し、配慮が必要な 児童等の指導に当たっている。制度改正が行われれば、小学校の長期休業中にそれらの者を一時預かり事業 に従事させることができるようになる。柔軟な人員配置が可能となることで、引き続き質の高い幼児教育を保っ たまま、継続的に保育事業を実施することが可能となる。

また、水戸市では、資格を保有していない専門の指導員(非常勤職員)に一時預かり事業を担当させることにより、教頭等の負担軽減が図られるとともに、一時預かり事業の開設日が増えることで、保護者の利便性が向上する

さらに、幼稚園教諭免許所有者で一度現場を離れた者の復職の門戸拡大や多様な働き方の促進にも資する。

根拠法令等

児童福祉法、児童福祉法施行規則、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準、教育職員免許法、教育職員 免許法施行規則、免許状更新講習規則、一時預かり事業実施要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

川崎市、山県市、玉野市、東温市、松浦市

〇本市においては、市立幼稚園の預かり保育を実施するため、保育士又は幼稚園教諭の資格保有者を必ず配置する必要があることから、常勤職員を1名置いており、パート職員2名とともに預かり保育を実施しているが、常勤職員の教育研修や園運営業務の時間を削って実施しているため、支障が出ている。また、幼稚園教諭の勤務時間の適正化について議論している中、預かり保育業務に携わる時間を削ることができないため、働き方改革が遅々として進まない状況である。幼稚園免許未更新者も預かり保育業務の資格保有者に含めることができるのであれば、人員の確保とともに常勤職員の負担軽減につながる。

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

59

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

中小企業等協同組合からの暴力団排除のための中小企業等協同組合法の改正

提案団体

京都府、滋賀県、京都市、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合

制度の所管・関係府省

警察庁、金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省

求める措置の具体的内容

中小企業等協同組合から暴力団を排除することができるよう、条例委任又は法改正による暴力団排除条項の追加を行うこと。

具体的な支障事例

【支障】

近年、暴力団排除条例の制定等により暴力団の排除のための施策が全国的に進んでいる中、中小企業等協同組合についても全国中央会が定める定款参考例へ暴力団排除の条文が加わったところである(平成 27 年)。しかし、中小企業等協同組合法には暴力団排除規定が置かれておらず、認可庁としては暴力団と関わりのある組合の認可を拒否したいが、法律上での明確な根拠がないことが支障となり、排除することが難しい。また、警察への暴力団照会も、法律上での明確な根拠がないために行えない状況である。

【改正の必要性】

反社会的勢力の中心である暴力団を排除するには、社会全体で取り組む必要があり、犯罪対策閣僚会議の「「世界一安全な日本」創造戦略」においても、「各種業・公共事業等からの暴力団排除の徹底」が明記されている。ついては、他法律(貸金業法や水産業協同組合法など)と同様に、中小企業等協同組合法にも暴力団排除規定を追加することを求める。

制度改正による効果	(提案の実現によ	: る住民の利便性の向	上・行政の効率化等〕
	ヾ゙ヹ゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙ヹ゚゚゚゚゚゚ヹヹヹヹヹヹヹヹヹヹ	・るコエレン・フィッス・コンファー	

| -

根拠法令等

中小企業等協同組合法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

石岡市、川崎市、綾瀬市、奈良県、愛媛県、熊本市、大分県

- 〇今後支障事例が生じる可能性は高いこと、また、暴力団排除が社会全体の課題であることや貸金業法など類似法令との整合性から改正が必要である。
- 〇反社会的勢力排除を徹底する上で、中小企業等協同組合法への暴力団等排除規定の追加は必要不可欠であると考えられる。

- 〇本県においても、他県と同様、仮に暴力団関係者から組合設立の認可申請があった場合、認可を拒否する法令上の明確な根拠がないことから、法改正の必要性があると考える。
- 〇認可の根拠法である中小企業等協同組合法において、明確な排除規定がないことから、法に基づいて暴力 団と関わりのある組合の認可を拒否することは、難しいと考える。暴力団排除条例の制定等により、県レベルの 施策として暴力団の排除が全国的に進む中、組合等団体における企業倫理を遵守する意味でも、法において 排除規定を定めることに賛同する。

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

66

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

小型児童館における職員配置基準の地域の実情を踏まえた弾力的運用

提案団体

砥部町、今治市、八幡浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、松前町、内 子町、伊方町、鬼北町、愛南町

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童館については、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条により、保育士や社会福祉士等の「児童の遊びを指導する者」を配置することとされている。

また、児童館設置運営要綱において、「児童の遊びを指導する者」を2名以上配置することとされている。 児童の遊びを指導する者と共通の資格を有する放課後児童支援員の配置基準においても、2名のうち1名が 補助員の代替可(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号) 第10条)となったことから児童館も並びをとり、本規定について、小型児童館の場合においては、「児童の遊び を指導する者」1名+補助員(無資格者又は子育て支援員研修修了者等)の体制でも運営を可能としていただき たい。

具体的な支障事例

現在、本町において、子ども・子育て環境の充実のため、保育所、幼稚園、児童クラブ、放課後子ども教室などの整備を進めた結果、児童館に配置すべき「児童の遊びを指導する者」と共通する有資格者を持つ方を必要とする場が増加したところ。

その結果、「児童の遊びを指導する者」の資格を持つ者が不足する事態が発生し、現在児童館に勤めている方が退職した後に職員の応募を行っても、勤務希望者がいない等、職員が確保できず、児童館の運営に支障をきたしている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

小型児童館について、「児童の遊びを指導する者」1名+補助員(無資格者又は子育て支援員研修修了者等) の体制での運営が可能となることで以下の効果が期待できる。

現在、資格は持っていないが、将来的に子どもに関わる仕事に就きたい方への就労の機会拡充、またその後の有資格者になるための意欲向上にもつながる。

児童館に配置する「児童の遊びを有する者」のうち、保育士等の有資格者が他の児童福祉事業等に従事することができ、全国的な問題となっている、保育士不足による待機児童問題や、保育所の存続問題など、様々な児童福祉行政が抱える問題解決への一助となる。

根拠法令等

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(昭和23年厚生省令第63号)第38条 児童館設置運営要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

石岡市、松戸市、山県市、徳島県、高松市、松浦市、宮崎市、沖縄県

- 〇保育園等への人材配置が優先され、児童館運営のための人材確保が困難になってきている。当市では、指定管理で児童館を運営しているが、指定業者からも人材確保に苦慮しているという話があり、児童館の存続にも影響してきている。
- 〇保育士が不足しているなかで、児童館を運営していくためには児童厚生員(児童の遊びを指導する者)を2名配置しなければならない。この要件を緩和することで、児童館運営の一助となることが期待できる。
- 〇本市の児童館は、小型児童館に位置づけられ、保育士等の有資格者を常時2名以上配置している(職員数:正規3名うち保育士2名、非常勤4名うち保育士3名・教員1名)。こうした現状を踏まえ、当該提案により制度改正が図られることで、今後児童館機能施設の拡充を進める上で柔軟な職員配置に資するものと考えられる。
- 〇本市で運営する児童館においても2名の児童厚生員を配置している状況であるが、職員の配置基準を弾力的に運用可能であれば、余剰人員を不足する放課後児童クラブ等へ配置することが可能となるため、待機児童対策に繋がるものと考える。
- 〇本県でも児童館職員(保育士)を確保できずに今年度4月から休館している児童館がある。

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

67

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定方法の見直し

提案団体

砥部町、今治市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、久万高原町、内子町、伊 方町、松野町、鬼北町、愛南町

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

介護予防・日常生活支援総合事業の事業所指定について、指定基準を同じくする市町村が希望した場合などに 一括(広域的)で申請を受理及び指定できるよう求めるもの

具体的な支障事例

介護保険制度の改正により、本町においても平成29年度から総合事業を開始している。事業所は、本町の住民に対してサービス提供を行う場合、事前に本町から指定を受ける必要があり、複数の市町村にまたがってサービス提供を行う事業所は、当該市町村すべてから指定を受ける必要があるため、事業所及び市町村の事務が煩雑になり効率が悪く、間違いも多くなっている。

現在、約50事業所の町内外の事務所が申請をしてきているが、この申請は、今後も増加すると見込まれ、事業所や市町村の負担が増加し、他の事務に支障を来すことが懸念される。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

指定基準を同じくする市町村のうち、希望する市町村において指定申請書を広域的で受理・認定を行うことができるようになれば、事業所では、一箇所に指定申請することで、申請書を複数作成する必要がなくなり、事務負担の軽減が図られるほか、申請先を誤認するといった事例も減少すると考えられる。

また、市町村においては事業所からの各管理(書類や更新等)、事業所指導といった負担の軽減が図られる。

根拠法令等

介護保険法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

米沢市、福島県、綾瀬市、山県市、三島市、田原市、芦屋市、伊丹市、筑後市

〇予防給付からの移行によって、これまで利用できていた利用者についても住所地特例者を除き、事業者が指定を受けていなければ利用できない状況となり、今後においても指定漏れのリスクもあり、また事業者・指定権者双方の事務が増大したことは事実であり課題である。当市でも、市町村境での相互利用は現実として相当数あるため、これまでの従前相当サービスについては、基準・介護報酬を共通化して所在地で指定事務を執るほうが効率的であると考える。また、地域密着型サービスについても全く同様の考えである。

〇当市においても平成29年度から総合事業を開始し、現在、介護予防訪問(通所)介護相当サービス提供を当

市の住民に対して行う事業所が82か所ある。そのうち、35 事業所が他市町村に所在地があるが、みなし更新の期間終了に伴い、そのすべての事業所より指定更新を受け付けた。介護予防訪問(通所)介護相当サービスは、基本的には全国一律の基準となっているはずなので、所在地の市町村にて指定を受けた場合、希望する近隣市町村でもサービス提供が行うことが出来るようになれば、事業所は申請書を複数作成する必要がなくなり、事務負担の軽減が図られるほか、少数の利用者の市町村に対する申請忘れによるサービス提供不能などの事態を防ぐことができる。また、市町村においても、事業所からの各管理(書類や更新等)、事業所指導といった負担の軽減が図られると考えられる。

- 〇市町村と事業所の負担軽減を図るという考え方は良いと思うが、手続き等の申請先が中核市に集中することから、ある程度の基準を定める必要があると考える。
- 〇左記に記載されている通り、事業者は、サービスを受ける方が所在する自治体すべてに申請をする必要があることから、申請ミスや申請漏れが起きている。
- 〇本市においても、市内外において通所75事業所訪問65事業所の指定申請を受け付けており、事務の負担が増加している。
- 〇本県においても、総合事業の事業所の指定が原因での4月以降のサービスの請求エラーが数多く出ている。本県では特に原発避難者特例法による指定を受けている市町村があるため、より複雑化し、事業所や市町村でも混乱している状況である。少しでも事業所及び市町村の事務量を減らすことができる体制が必要。
- 〇町村部においては、人員が少ないため、指定担当の職員を置けず、他の業務の傍ら、指定事務を行っている。当町においても、多量の書類の確認・管理を一人の職員が行う状況が生じており、指定事務の負担は大きい。職員の事務負担及び同一書類を多量に用意する事業所の手間を軽減するため、事務の簡略化・広域化が望まれる。
- 〇当市においても、近隣自治体へいくつも指定申請を出される事業所があり、事務負担の大きさや申請洩れなどの不安が多かった。保険者としても広域的な受理・認定が可能になれば、事務負担が大きく軽減される。
- との不安か多かった。保険者としても広域的な受理・認定か可能になれば、事務負担が大きく軽減される。 〇当市においても、平成 29 年度から総合事業を開始しており同様の支障事例が生じている。当市における指定事業所数に関しては、市内事業所数が 56 に対し、市外事業所数は 53 となっている。これは市町村の事務的負担の増加だけではなく、人材不足が大きな問題となっている事業所にとっても相当な負担であると考えられる。また、指定に係る必要書類及びサービス名称について他市町村間で異なっていることも事業所への負担を増大させている要因であると考えられる。よって、指定基準が同じである場合であって、希望する市町村において指定申請書を広域的に受理・認定を行うことに対して賛同する。今後の課題としては、各市町村によってサービス名称及び指定に係る必要書類も異なることから、統一に向けた整備を行っていく必要があると考えられる。

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

70

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

認定こども園施設整備交付金等の運用の改善

提案団体

守口市

制度の所管・関係府省

文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

認定こども園施設整備交付金・保育所等整備交付金について、整備計画の円滑な推進のため、実施設計費の取り扱いについて運用を見直すこと。

具体的な支障事例

- ・現状、認定こども園施設整備交付金、保育所等整備交付金については、内示前に契約した実施設計費は交付対象外であるため、整備開始が内示の時期に左右されてしまい、円滑な保育所等整備の支障となっている。
- ・平成 29 年度においては、認定こども園施設整備費補助金の内示が遅れ、幼稚園部分の実施設計費について事業者が負担することとなった例もあった。今後、このような事例で、事業者が実施設計費の負担を了承しない場合には、内示を待って整備を開始することとなり、市町村の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性がある。
- ・また、整備の規模にもよるが、実施設計に3カ月程度、本体工事に少なくとも7~8カ月程度の期間を要し、そもそも内示後の実施設計では単年度での整備が間に合わないケースもあり、そのような場合、開園予定日等から逆算し、事業者負担で実施しなければならない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

市町村の計画に沿った速やかな施設整備が可能となることで、保育所等を利用したい住民の子どもの受入れ枠の拡大にも繋がり、速やかな待機児童解消対策が可能となる。

根拠法令等

認定こども園施設整備交付金交付要綱、認定こども園施設整備交付金交付要領、平成30年度認定こども園施設整備交付金に係る協議について、保育所等整備交付金交付要綱、平成29年度補正予算及び平成30年度予算案における保育所等整備交付金に係る協議について

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、仙台市、福島県、習志野市、八王子市、川崎市、須坂市、山県市、豊田市、田原市、大阪府、池田市、 貝塚市、枚方市、門真市、藤井寺市、島本町、兵庫県、神戸市、伊丹市、倉敷市、徳島県、松浦市、那覇市

〇事業者が保育所を新設する際に活用する保育所等整備交付金について、公募開始から市審査後の国内示まで、本市でも半年程度の期間を要しており、結果として保育所の整備が単年度事業として実施できなくなる等の支障をきたしている。保育所待機児童の解消に向けて、より一層保育所整備を推進するため、従来制度(安心こども基金)と同様に、国内示前における実施設計費を交付対象に含める等の交付金運用の改善を図られた

L1

〇本市においても、現在の実施設計の取扱いでは、単年度での保育所等の整備が整備スケジュール上困難であると考え、2 年事業または予算繰越しにより整備を実施せざるを得ない状況となっている。

本提案のとおり、保育所等整備交付金及び認定こども園整備交付金における実施設計費の取り扱いについて運用を見直すことができれば、計画に沿った速やかな施設整備を行うことが可能となると考える。

以上のことから、本市も整備計画の円滑な推進のため、実施設計費の取り扱いについて本提案のとおり運用 の見直し希望する。

〇整備に係る入札,契約は内示後に行ったもののみ対象とされているため,整備開始は内示を待つこととなり,本体工事等に十分な期間を確保できない。

そのため、内示前に基本設計等を行い、当該費用を事業者が負担している例もある。

内示を待っての事業着手では市の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性があるため、設計費については内示前の着手(契約)を対象とするべきと考える。

〇現状、認定こども園施設整備交付金、保育所等整備交付金については、内示前に契約した実施設計費は交付対象外であるため、整備開始が内示の時期に左右されてしまい、円滑な保育所等整備の支障となっている。 内示の遅れが原因で整備が遅れた事例はないが、整備の規模や内示時期によっては単年度での整備が間に

合わない事例が発生する可能性はあり、市町村の整備計画に大幅な遅れが生じる可能性がある。

〇理由としては、潤沢な資金を有する法人が少ない中、内示前に行った実施設計費用は対象経費として算入されないばかりか、補助基準にある設計料加算が認められないため、実質的に補助額が下がることとなることから 本市においても、実施設計については、内示以降に行うよう指導している。このため、年度内には事業が完了しないことから、施設整備については2箇年度整備として国に対し協議を行っている状況となっている。

結果, 待機児童対策として早急に整備を行う必要があるものについても事業開始が遅れることとなり, 加えて, 事務作業についても第1年度, 第2年度ともに国への協議や交付申請, 実績報告を行う必要があり, 整備する 法人にとっても市にとっても事務が煩雑となっている。

〇本市においても、実施設計は内示後に契約を行うよう指導している。現時点においては、そのことによる具体的な支障事例は発生していないが、特に単年度事業においては、事業のスケジュール上、内示後の契約となると実施設計の期間が十分に確保できない事例も想定される。

法人としては、補助金が約束されない中で実施設計を行うというリスクは伴うが、例えば公立学校の施設整備等においては前年度に行った実施設計費を補助対象とすることができるといった例もあるため、スムーズな事業実施のため、同様の取り扱いを可能としていただきたい。

〇本県においても同様の支障事例がある。

待機児童解消に向けては、少しでも早い工事着工が望まれるが、先行する実施設計において、工事の実施内容や資材の具体的明細を予め把握することで、入札や工事着工を内示と同時に進めることができる。逆に、この内示が遅れ、その後実施設計に入るとなると単年度が2か年事業となり、結果的に開園が遅れ待機児童が発生する事態となる。

〇内示後に実施設計に着手し、施設整備を行うという流れにおいて、施設整備規模によっては非常にタイトな工期となる場合がある。一方、そうした際に2か年事業として申請する場合、1年目は実施設計だけではなく、着工が必要となること、また、保育所等整備交付金や認定こども園施設整備交付金の場合には単年度ごとの申請・精算手続が必要となるなど、手続の負担や複雑さが課題と考えているところ。

よって、実施設計期間の確保や手続の簡素化の点からも実施設計の取扱いの見直しに係る提案趣旨には賛同するもの。

○事業者は事前協議時に施設整備のスケジュールを立てているが、実施設計契約締結時期が内示の発出日に左右されるため、想定よりも内示が遅くなった場合、内示が発出されるまでの期間何度も整備スケジュールの再検討を行っている状況である。内示発出前の実施設計契約が対象経費となれば、このような事業者側の負担も軽減されるものと想定される。

保育所等整備交付金と同様の取り扱いとなっている「安心こども基金」においても類似の支障が発生しており、内示を待って実施設計契約を行おうとすると、事前協議時に想定していた整備計画からすでに大幅な変更が必要となっている場合がある。単年度整備予定であった案件が、2ヵ年の整備計画への変更が必要となった事例もある。

〇近年、国において、前年度繰越予算によって事業を実施する事例が増加している。現制度では内示後の契約のみを対象経費とするために、内示後に入札する必要があるが、これでは、入札不調などの事故が生じた場合に、更なる繰り越しが必要となるが、この繰り越し手続きは非常に困難である。(現にそういう事例が発生した。)仮に、内示の前後を問わずに契約が可能であれば、あらかじめの契約締結が可能となり、内示後直ちに工事を開始できるから、そのような事故のおそれを防止できる。

また、見積り書や予定額でなく現実の契約に基づいて国との協議が可能となるため、不用額の発生を抑えること

もでき、後の事務手続きが簡易となる。

対象経費の適正性は、内示前後という時期によるのではなく、対象経費が明確となる契約書類を要求することにより図りうると考える。

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

83

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

老人福祉に係る「基準省令」の早期公布

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

老人福祉に係る「基準省令」について、可能な限り早期に公布を行うことを求める。

また、新たな基準省令を制定する場合は、周知期間や施行準備等を要することから、一定の経過措置期間を設定することを求める。

具体的な支障事例

【地方分権の趣旨を反映できない】

介護保険施設等の基準は、法律で規定されているもののほか、「基準省令に規定」され、「基準省令」は条例への委任規定(従うべき基準、参酌すべき基準)を設けている。

このうち、参酌基準については、地域の実情や県の政策課題を背景に、独自の基準を設けることが可能であるが、そのためには、県は、十分な時間をかけ、関係機関や団体、県民と検討を重ねる必要がある。

しかし、今回は、「基準省令」の公布遅延によりその時間はなく、「基準省令」を条例に落とし込む作業に注力せざるを得なかった(条例の概要に係るパブコメも実施できない)。

このことは、地方分権の趣旨からも看過できない事態である。

【県民・事業者の不利益】

新たな介護保険施設である介護医療院は、県内の病院関係者等に注目されており、県は、近々の開設を検討している事業者に対しては、速やかに制度を周知し、事業化を支援する必要があった。

しかし、「基準省令」の公布が遅れた結果、事業者への周知期間が十分に確保できないほか、県の支援策を検討する時間も確保することができなかったことから、県の取組が不十分なまま、条例の施行を迎える事態になったことが否定できない。

また、その他の介護事業者においても、介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となり、事業者からの指定申請手続き等を定めた県規則の改正が4月1日に間に合わない事態となった。

さらに、全ての介護事業者に係る4月以降の報酬告示やこれを解釈する通知も3月22日となったことから、事業者の中には、4月からの新加算等の算定を諦めるところも出ている。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

本県の実情や政策課題のほか、県民・団体意見を条例に反映させることができ、地方分権の趣旨を具現化することが可能になる。

民間事業者による早期の事業化を支援することで、県民サービスの向上が期待できる。

法改正の趣旨に沿った制度運用が可能になる。

介護保険法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、秋田市、米沢市、福島県、千葉県、習志野市、八王子市、横浜市、相模原市、横須賀市、海老名市、石川県、長野県、名古屋市、田原市、神戸市、芦屋市、岡山県、高松市、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎市

- 〇本市においても、地域の実情や政策課題を背景に、市の条例に独自の基準を設けることが可能であるが、そのためには、市民参加条例に基づき、十分な時間をかけ、関係機関などと検討を重ねる必要がある。しかし、今回は「基準省令」の公布が遅れたために検討を重ねる時間が確保できず、「基準省令」を条例に落とし込む事務作業に注力せざるを得なかった。(条例の概要に係るパブリックコメントも実施できなかった。)
- 〇創設された介護医療院は、市内の指定介護療養型医療施設の転換先の1つとして注目されており、市は、転換を検討している事業者に対して速やかに制度に関する情報提供をする必要があった。しかし、「基準省令」の公布が遅れた結果、事業者への周知期間が十分に確保できなかったほか、独自の基準などについて検討する時間が不十分なまま、条例の施行を迎えた。また、介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となり、事業者からの指定申請手続き等を定めた市規則の改正が4月1日の施行であったため、十分な時間が確保できない事態となった。さらに、介護医療院を含めて全ての介護事業者に係る4月以降の報酬告示やこれを解釈する通知発出も3月22日となったことから、4月からの新加算等の算定を諦める事業者もあった。
- 〇介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となり、条例、規則の改正が4月1日に間に合わない。
- 〇条例改正作業において、十分な検討時間や作業時間の確保が困難になっている。また、パブリックコメントを 実施する期間を勘案すると、現在の省令公布時期では新年度4月1日の施行は難しい。
- 〇新たな介護保険施設である介護医療院については速やかに制度を周知し、事業化を支援する必要があったが、「基準省令」の公布が遅れた結果、事業者への周知期間が十分に確保できない状況となった。また、介護保険法施行規則(厚生労働省令)や4月以降の報酬告示やこれを解釈する通知も3月22日となったことから、4月からの新加算等の算定届出期間を延長せざるをえなくなり、事業者への周知や事務対応に苦慮することとなった。
- ○条例等の制定や事業者への周知に十分な期間を確保できるようにしていただきたい。
- 〇地域密着型サービス事業者・介護支援事業者・居宅介護支援事業者についても同様に条例改正にあたって の時間がなく、パブコメも実施できない。そのため、参酌基準について十分に検討できない。
- 〇本市においても制度改正に伴う省令改正等の通知が遅くなっていることにより、事業所から苦情が出ている ほか、当初からの加算取得をあきらめているケースはある。また、行政による様式の整備等も間に合わず、事業 所にかなりの負担を強いている。
- 〇4月1日施行の基準条例改正に当たり、2月議会提出のスケジュールからパブコメを行う時間的余裕がなく、 基準省令とおりの条例制定を余儀なくされ、県として参酌基準について盛り込むことができなかった。また、4月 1日からの新基準や介護報酬改定に係る告示、解釈通知の大幅な遅れにより、介護事業所等の加算算定に係 る事務処理等に混乱を生じさせ、県への問い合わせも相次いだ。
- 〇介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となったため、事業者からの指定申請手続等を定めた県規則の改正が4月1日に間に合わない事態となった。また、4月以降の介護報酬の告示やその解釈に係る通知が3月22日となったことから、介護サービス事業者の中には、4月からの新加算等の届出が間に合わなかったところも出ている。
- 〇基準条例を制定、報酬改定に伴う届出を改正する場合は、基準条例の施行準備や事業者への周知期間を要するが、今回の平成30年度報酬改定に伴う基準条例改正の一部が4月1日施行に間に合わない事態や事業者への周知期間が十分にもてない状態であった。
- 〇基準省令の内容を確認し、地域の実情に合わせた条例を制定するためには、内容の検討や周知期間の設定など十分な時間をかける必要がある。そのためには基準省令の早期公布が必須であるため、是非ご検討頂きたい。
- 〇地域密着型サービス等に係る条例改正の議会手続き、法令審査、パブリックコメント募集等に関して時間を確保できず、事務処理を適正に行う上での影響は大きい。
- 〇新介護保険法(平成29年6月2日公布)附則第16条において、第107条第1項の許可の手続きを施行日前においても行うことができると規定されているが、「基準省令」や「報酬告示」等の公布が遅れた結果、本市介

護療養型医療施設の運営法人は、基準等が不明確な介護医療院への転換でなく、介護療養型医療施設の更新を行わざる得ない状況であった。(不要な書類作成及び不要な手数料徴収)本市としても条例の公布が遅れ、法人が十分検討できるだけの期間を確保できなかったので、附則で規定されている事項について、法人へ説明ができない状況があった。 また、報酬告示やその解釈通知の公布が3月22日であったことから、介護サービス事業者等から、4月からの新加算等について十分な準備ができないという意見があった。

- 〇基準省令の公布が遅れた場合、それらを基に作成する条例の作成が遅れ、実地指導の調書の作成にも影響が出るため。
- 〇神奈川県と同様の支障が本市でも生じている。また、介護保険法が改正され、新たに介護医療院が創設されたことに伴い、介護医療院の開設許可申請等に係る手数料を定める必要があったが、基準省令の交付が遅れた結果、市議会に諮る時間がなく、市長専決をせざるを得なくなった。
- 〇条例改正が本県2月議会の閉会後となったことから、県条例を改正すべき一部規定が4月1日の改正法施行に間に合わなかった。6月県議会に再度条例改正案を提出するといった業務負担が生じている。
- 〇条例の制定や改正を行うにあたり、根拠となる基準省令等の交付が遅れることで業務に支障が出る他、事業所やサービス利用者への影響も心配される。制度の理解や周知(市も事業所も)、運用や整備のため一定の経過措置期間が必要である。今期の事例では、条例制定の締め切りのほうが早かったため、省令が出る前に文章は推測で作成しなければならなかった。
- 〇基準省令の改正については、公布前に原案の提供がされたため、これを基に条例改正等の事務を進めたが、事業者への周知期間は十分確保されたとは必ずしもいえないことから、早期の公布が望ましい。
- 〇介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となったことで、市条例の改正が専決処分となった。

また,全ての介護事業者に係る4月以降の報酬告示や解釈通知も3月22日となったことから、変更届やそれに伴う必要書類の市の様式の作成,事業所への周知,事業所による作成・提出,市での審査,国保連への伝送に至るまでを1月ですることとなり,実際に国保連請求について混乱が生じた。

〇今回、「基準省令」の公布遅延により、「基準省令」を条例に落とし込む作業に注力せざるを得なかった(条例の概要に係るパブコメも短縮して実施)。新たな介護保険施設である介護医療院は、県内の病院関係者等に注目されており、県は、近々の開設を検討している事業者に対して、速やかに制度を周知する必要があった。しかし、「基準省令」の公布が遅れた結果、事業者への周知期間が十分に確保できないほか、県の対応策を検討する時間も確保することができなかったことから、県の取組が不十分なまま、条例の施行を迎える事態になった。また、その他の介護事業者においても、介護保険法施行規則(厚生労働省令)の公布が3月22日となり、事業者からの指定申請手続き等を定めた県規則の改正が4月1日に間に合わない事態となった。さらに、全ての介護事業者に係る4月以降の報酬告示やこれを解釈する通知も3月22日となったことから、事業者の中には、4月からの新加算等の算定を諦めるところも出ている。

〇基準省令の公布が遅れたため、条例改正等の事務が他の年度末の事務と重なり、業務量が膨大となった。 また、省令改正に伴う新加算の算定内容等について、事業者への周知が遅れたため、書類提出期間が短くなり 事業者側の混乱も招いた。

厚生労働省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号

84

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

医療•福祉

提案事項(事項名)

障害児者福祉に係る「基準省令」の早期公布

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

厚生労働省

求める措置の具体的内容

障害児者福祉に係る「基準省令」について、可能な限り早期に公布を行うことを求める

具体的な支障事例

【地方分権の趣旨を反映できない】

障害福祉サービス事業等の基準は、法律で規定されているもののほか、「基準省令に規定」され、「基準省令」 は条例への委任規定(従うべき基準、標準とすべき基準、参酌すべき基準)を設けている。

「基準省令」は、例年1~2月初旬に公布されるため、基準省令の「従うべき基準」「標準とすべき基準」「参酌すべき基準」を踏まえて行う条例改正作業において、地域の実情に応じた内容を検討する時間が十分に確保されておらず、地方分権の趣旨が活かせていない。

【県民・事業者の不利益】

制度改正の円滑な施行にあたっては、障害福祉サービス等利用者はもとより関係機関や事業者等への十分な周知期間が必要となる。

しかし、拠りどころとなる条例の公布が3月下旬になるため、新サービスの指定申請を躊躇する事業者もあり、 障害児者が新制度を利用する機会を十分に確保することができない実情がある。

【働き方改革への対応】

基準省令改正を受けた条例改正作業については、議会のスケジュールに合わせるため、短時間に膨大な作業が発生し、関係する職員は長時間労働を余儀なくされており、働き方改革の取組みにも大きく反している。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

本県の実情や政策課題のほか、県民・団体意見を条例に反映させることができ、地方分権の趣旨を具現化することが可能になる。

民間事業者による早期の事業化を支援することで、県民サービスの向上が期待できる。

法改正の趣旨に沿った制度運用が可能になる。

根拠法令等

児童福祉法、障害者総合支援法

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

旭川市、宮城県、秋田市、福島県、千葉県、船橋市、板橋区、八王子市、横浜市、相模原市、横須賀市、綾瀬市、新潟県、新潟市、岐阜県、名古屋市、城陽市、和歌山市、鳥取県、岡山県、府中町、防府市、愛媛県、熊本

〇省令改正に係るパブリックコメント関連資料が 12 月中旬に送付され、この時点で全体の概略が判明したが、 省令改正案だけでは詳細が分からないため、制度の詳細な内容の理解及び市の基準条例改正に係る検討を 暗中模索の中で行わざるを得なかった。

当然にして議会スケジュール等を勘案して、正規のパブリックコメントを実施する十分な期間もなく、障害者地域自立支援協議会委員への意見聴取に代えることで対応したが、地方分権の趣旨からして、また、市民参加の視点からしても苦肉の策であった。

省令改正の内容はもとより、新事業の内容や報酬について、事業者からの問い合わせも多く、対応に苦慮したが、国担当者に確認しても回答を得られない状態や詳細が不明なままの状態が3月末になっても続き、4月1日からの新規事業者指定に係る準備や周知が不十分となり、事業者、市民へ多大なる迷惑をかけた。

自治体の中には、事業者に対し、4月1日指定を事実上断ったところもあると聞いている。

そもそも、社会保障審議会の開催スケジュールが平成30年3月2日までに設定されていること自体無理がある。

法改正が平成28年5月になされているにもかかわらず、省令改正の遅れによる地方分権の趣旨が反映できていない状況は明らかであり、今後は早期の制度設計を図っていただきたい。

〇基準省令は条例への委任規定を設けているが、4月施行の場合であっても、1 月以降にならないと公布されないため、地域の実情に応じた内容を検討する十分な時間が確保されていない。

基準省令の公布が遅くなる分、市内事業所等への事前周知が遅くなり、事業所の新サービスの導入等を妨げ となる場合がある。

基準省令改正に伴う条例改正については議会の了承を得る必要があるが、議会に間に合わせるためには短期間で膨大な作業を完了させなければならなくなり、その対応に苦慮している。

〇国による全国課長会議の開催が、例年3月初旬になり、その情報を事業所に周知するための説明会を開催しているが、大きな会場を予約するための確実な日程が必要ということで、いつも年度末ぎりぎりになる。そこからの対応となると現実的に4月からの運用は難しい。

早く交付できないのであれば、施行を1年先に延ばすことは出来ないのか。

〇制度改正に伴う基準省令の公布が遅くなることにより、職員が内容を理解する時間が十分に確保できず、事業者からの問合せへの対応や十分な周知を行うことに苦慮している。結果として、事業者が新たな障害福祉サービスへの参入を躊躇するなど、本市の障害福祉サービス等の充実につながらず、制度改正の趣旨が活かされていない。

早期に公布することで、職員及び事業者が準備できる十分な期間を確保する必要がある。

〇年度内に条例を改正する必要があることから、現在の障害児者福祉に係る基準省令の公布日では作業時間を十分に確保することができず、条例に地域の実情を反映させることが困難である。また、障害福祉サービス利用者はもとより、関係機関や事業者等への周知期間も確保することができず、制度の円滑な運用に不安がある。また、短期間に集中して作業を行う必要があることから、担当職員はその期間中、連続して長時間労働を行わざるを得ず、心身に多大な負担が生じているのが現状である。このことから、障害児者福祉に係る基準省令について、可能な限り早期に公布を行うことを求める。

○条例改正作業において、十分な検討時間や作業時間の確保が困難になっている。

また、パブリックコメントを実施する期間を勘案すると、現在の省令公布時期では新年度4月1日の施行は難しい。

〇制度改正などの施行にあたり、障害福祉サービス等利用者や関係機関、事業者等における十分な周知期間 が確保できていない。

また、自治体においては、基準省令改正を受けた条例改正等の作業についても、十分な準備期間が確保されていない。

〇「基準省令」の公布時期が遅いため、制度施行に併せて条例改正を行う際には議会提案にようやく間に合わせる程度の時間しかなく、地域の実情に応じた内容を検討する時間が十分に確保できないため、地方分権の趣旨を実現することが困難な状況となっている。

また、障害福祉サービス等利用者や事業者等への十分な周知期間がなく、制度施行前には新サービスの指定情報提供ができなかった。結果として制度施行時から利用者が新サービスを利用できる機会を確保できていない状況となっている。

〇「基準省令」は、例年1~2月初旬に公布され、内容によっては、「市町村判断」として地域の実情に応じた内容を検討する必要があるが、その時間が十分に確保されておらず、地方分権の趣旨が活かせていない。

事前の周知や十分な知識を習得する時間がないまま施行となるため、各事業所等からの問い合わせ対応に

追われた際、調査等に膨大な時間を割けざるを得なくなるため、長時間労働につながる。

条例の公布数が多数であった場合、短期間ですべてを網羅することは難しく、関係機関からの問い合わせに対して誤った対応をする原因となり、その後のトラブルにつながりかねない。

- ○神奈川県と同様に、障害児者福祉に係る「基準省令」について、可能な限り早期に公布を行うことを求める。
- 〇改正内容の詳細(Q&A等)について、市町村や事業所への情報提供次期が例年年度末頃になるため、新設された加算措置等への対応が間に合わないケースが多く見られる。
- 〇平成30年度から児童福祉法において居宅訪問型児童発達支援が創設されたが、基準省令や支給決定に係る通知等の発出が遅れたため予算化ができなかった。
- 〇制度改正の円滑な施行にあたっては、障害福祉サービス等利用者はもとより関係機関や事業者等への十分 な周知期間が必要となる。

しかし、拠りどころとなる条例の公布が3月下旬になるため、新サービスの指定申請を躊躇する事業者もあり、 障害児者が新制度を利用する機会を十分に確保することができない実情がある。

また、関係する行政職員においては、基準省令改正を受けた条例改正作業等について、短期間に膨大な作業が発生し、長時間労働を余儀なくされている現状がある。

〇H30.4.1~の法改正·報酬改定により当市でも対応に追われた。制度の変更内容の解釈の仕方に不安を抱いたり、関係機関との共通理解を図る点において苦慮した。そのため、市基幹相談センターや相談支援事業所と勉強会を行ったり、圏域ナビゲーションセンター主催の厚労省職員講師の研修会に参加した。

〇平成30年4月から、放課後等デイサービスについて、新たに報酬区分が設定されたが、国から事前の事務連絡が送付されたのは2月であり、正式に基準省令が公布されたのは3月末である。あわせて、事業所の報酬区分の判定に関わる新たな指標が示されたが、スケジュール的に新指標による判定が困難な場合は、旧指標によるか市長が認める他の方法によるとされた。

本来であれば、地方分権の趣旨から本市の実情を踏まえた適切な判定手法を選択すべきであるが、十分な検討期間を確保できないため旧指標を用いたところ、利用者や事業者から、判定理由や報酬改定に対する多くのご意見や問い合わせなどを受けている状況である。

- 〇基準省令改正を受けた県の事務作業においては、国が詳細な内容を示すタイミングが遅いため、当県においても、条例改正等短期間のうちに膨大な作業が発生し、関係職員は長時間労働を余儀なくされている。
- ○基準省令の公布が遅れた場合、それらを基に作成する条例の作成が遅れ、実地指導の調書の作成にも影響が出るため。
- 〇当市も、基準省令改正に伴う条例改正については、議会のスケジュールに合わせるため、短期間で膨大な作業を強いられている。また、規則や要綱改正のための整備省令などについての公布も遅いため、改正後、新年度(制度開始)までの期間があまりにも短く、制度周知が全くできない。
- 〇基準省令改正を受けた条例改正作業については、議会のスケジュールに合わせるため、短時間に膨大な作業が発生し、関係する職員は長時間労働を余儀なくされており、働き方改革の取組みにも大きく反している。
- 〇提案県の事例のとおり、条例改正を行うための作業期間が短く、十分な内容検討と事業者への周知が行えない。

また、短時間に膨大な作業が発生し、関係する職員は長時間労働を余儀なくされている。

〇【住民・事業者の不利益】

当団体においても、新年度に入ってから関連規程を修正する状況が生じている。また、運用方法等が判然とせず、サービスにつなげられず事業者等が苦慮している事例もある。(30年度の例では、就労定着支援等) 【働き方改革への対応】

- 3月下旬から4月上旬の短期間に、国及び都道府県の関連通知等のメール連絡だけで 150 件を超えており、関連部署は超過勤務で対応せざるを得ず、国が進める働き方改革に逆行する状況となっている。
- 〇基準省令改正を受けた条例改正作業について、短時間に膨大な作業が発生し対応が困難なこと,また,事業所への周知期間等,必要な時間を十分確保する必要があることから,報酬改定に係る告示や通知の発出,基準省令の公布など,早期の対応を求める。
- 〇本県も同様に、パブリックコメントや議会上程に十分な時間が確保できていない。

特にサービスの新設等の大きな改正については、基準に係る解釈や、報酬算定要件の明示がない限り、事前に事業の指定準備や周知を行うことができない。

〇「基準省令」は、例年1~2月初旬に公布されるため、基準省令の「従うべき基準」「標準とすべき基準」「参酌すべき基準」を踏まえて行う条例改正作業において、障害福祉サービス事業者等からの意見聴収を踏まえての地域の実情に応じた内容を検討する時間、また障害福祉サービス事業者等への周知に十分な時間が確保されておらず、円滑な事務処理に支障をきたしている。

そのため、障害児者福祉に係る「基準省令」については、可能な限り早期に公布を行うことを求める。

〇本市においても神奈川県と同じ状況において苦慮しており、条例制定(改正)に必要な事務処理期間及び市

民や事業者へ制度を周知する期間を確保できるよう、障害児者福祉に係る「基準省令」について早期に公布を行うことを求めます。

○働き方改革への対応

基準省令改正を受けた条例改正作業については、議会のスケジュールに合わせるため、短時間に膨大な作業が発生し、関係職員は長時間勤務を余儀なくされており、働き方改革の取組にも大きく反している。